

政策評価の実施要領

令和 5 年 3 月
(令和 6 年 6 月 一 部 改 正)
(令和 7 年 3 月 一 部 改 正)
財 務 省

政策評価の実施要領

令和5年3月31日策定 文 第 92号
令和6年6月28日一部改正 財文第156号
令和7年3月 日一部改正 財文第 号

財務省の政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、財務省の政策評価の実施に関し必要な事項を次のように定める。

第1章 総則

1. 基本事項

(1) 政策評価の概要

政策評価とは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）に基づき、国の行政機関が主体となり、政策の効果等に関し、測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供することであり、「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「企画立案への反映（Action）」を主要な要素とする政策の大きなマネジメント・サイクルの中にあつて制度化されたシステムとして組み込まれ、実施されるものである。

（参考）政策評価制度の経緯については、（参考1）「政策評価制度に関する経緯」を参照。

(2) 政策評価の目標体系

財務省の主要な政策について、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、以下の考え方により目標を整理し、事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）及び事前分析表において、「政策の目標」（総合目標及び政策目標をいう。以下同じ。）としてあらかじめ明らかにするものとする。

① 総合目標

総合目標は、政策目標の上位の概念としての財務省の基本的な目標であるとともに、財務省が、省として当面取り組んでいる大きなテーマは何かを国民に示し、評価を通じてその達成状況について説明するものとする。

したがって、特定の年度において執行する事務处理的なものではなく、閣議決定、施政方針演説、「経済財政運営と改革の基本方針」といった内閣の基本的な方針を踏まえ、数年程度の中期（長くても10年程度）かつ大局的な視点で財務省として取り組む大きなテーマを内容とする。

目標設定に当たっては、国民に分かりやすいものとなるよう、訴求力のあるキーワードを盛り込むよう努める。また、目標の表現が、可能な限り政策目標と重複しないよう留意する。

総合目標は、「目標管理型の政策評価」に、財務省独自の視点で深度を加えた付加価値のある目標と位置付けられる。

（注）1～6の目標番号を付す。なお、「体系図」等においては、適宜、「財政」など当該目標の属す

る政策分野を表す見出しを付す。

② 政策目標

政策目標は、財務省における基礎的な実績評価対象であり、財務省設置法上の任務など個別具体的な政策についての目標を設定する。一定の政策分野ごとの個々の政策を目標として設定し、当該年度における政策実施状況を評価し、その後の政策実施に反映させることでPDCAサイクルを働かせるものである。あくまでも単年度評価を前提とした個別の政策に係る目標である点で総合目標と異なる。

財務省の場合、一般的には、財務省設置法の任務に大きな変更がなければ同様の目標が継続されることが多いと考えられ、そのような恒常的な目標に係るその年度の実施状況を評価する。

(注) 政策目標設定の背景となる「一定の政策分野」について1～11の整理番号及びその政策分野を表す見出しを付し、政策目標には、その属する政策分野の整理番号を基礎番号とする枝番号の形式で、目標番号(「政策目標1」について「政策目標1-1」等)を付す。

③ 施策

政策目標については、これを達成するための手段を「施策」として設定する。各政策目標について一つ以上の施策を実施計画及び事前分析表において明示し、各施策に一つ以上の測定指標を設定するものとする。測定指標は、可能な限り定量的な測定指標の設定に努めるものとする。

評価の段階で、事前に明示したもの以外の施策がある場合には追加する。

政策目標に係る政策評価は、一次的に施策ごとの評価を行い、次に各施策の評価を総合して、その政策目標全体の評価を行う。

(注) 施策には、その属する政策目標の目標番号を基礎とする枝番号の形式で、施策番号を付す。

なお、総合目標については、単年度の目標ではないため施策の設定は行わない。ただし、一つの総合目標に複数のテーマが盛り込まれた場合には、上記の方法に準じ、一次的にテーマごとの評価を行い、その評価を総合してその総合目標全体の評価を行う。

(注) 総合目標におけるテーマについては、その総合目標の目標番号を基礎とする枝番号の形式による整理番号及び内容を要約した適宜の見出しを付す。

(参考1) 総合目標及びテーマの例

総合目標3：財務管理 【目標番号及び見出し】

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、…中略…国有財産の有効活用を進める。 【目標】

テーマ3-1：適切な国債管理政策を実施する 【テーマの整理番号及び見出し】

(参考2) 政策目標及び施策の例

政策目標5：貿易の秩序維持と健全な発展 【政策分野の整理番号及び見出し】

政策目標5-3：関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上 【目標番号及び目標】

施策5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収 【施策番号及び施策名】

2. 政策評価の実施スケジュール

(1) 事前評価

事前評価は、政策の決定に先立ち、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものであり、あらかじめその実施スケジュールを明示することは困難であるが、適時的確に評価を実施する。

① 研究開発、公共事業及び政府開発援助を目的とする政策

8月まで	評価書の作成・公表
8月末	政策評価の結果を予算要求に反映

② 規制の新設、改廃を目的とする政策

規制の新設又は改廃が、法律案又は行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（以下「パブリックコメント」という。）制度が適用されない政令案による場合は閣議決定の日までに、パブリックコメント制度が適用される政令案による場合はパブリックコメントまでに、事前評価書を公表する。なお、パブリックコメント制度が適用される政令案による場合は、e-Govのウェブサイト（www.e-gov.go.jp）において、事前評価書をパブリックコメントに付される政令案の「関連資料」とする。

③ 租税特別措置等に係る政策

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下「租税特別措置等」という。）の要望に際して、原則として評価によって得られる情報が有用なものとして用いられるよう適切なタイミングで評価を実施し、評価の結果を公表する。ただし、要望の段階で、要望の内容を具体化することが困難な場合には、要望後の適切なタイミングで評価の結果を公表する。

(2) 事後評価

事後評価は、政策の決定後に政策効果を把握し、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものであり、概ね以下のスケジュールにより実施する。

① 実績評価方式による事後評価（以下「実績評価」という。）

4月から	前年度の評価書の作成作業
6月末日途	前年度の評価書の作成・公表
7月から	前年度の政策評価の結果の政策への反映
翌年1月から	次年度の実施計画の策定及び事前分析表の作成作業
3月末	次年度の実施計画及び事前分析表の公表

② 総合評価方式による事後評価（以下「総合評価」という。）

評価を行うテーマに応じて適時的確に評価を実施し、評価の結果を公表する。（総合評価は、場合によっては複数年度にわたって実施することもある。）

③ 規制に係る政策の事後評価

事後評価は、法令に見直し条項があるものについてはその見直し時期、それ以外のものについては事前評価書の作成又は当該規制の開始から最長で5年後に評価を実施し、評価の結果を公表する。

④ 租税特別措置等に係る政策の事後評価

評価結果が、租税特別措置等についての検討作業や税制改正作業において有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで評価を実施し、評価書を作成・公表する。

第2章 事前評価

第1節 事前評価の対象政策

1. 評価の単位

評価の単位は、事務事業（政策を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。以下この章において「事業等」という。）が中心となるものと考えられるが、政策の性質等に応じ必要があれば更に大括りな行政活動のまとまりについても対象とする。

なお、租税特別措置等に係る政策の事前評価の単位は、その結果が、税制改正要望や、その後の税制改正作業に適切に対応するものとなるよう、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等の単位に対応させるものとする。

2. 事前評価の取組方針

事前評価については、法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた事業等について着実な実施を図るものとする。なお、事前評価の実施が義務付けられていない事業等についても、評価の実施に係る事務量等を勘案の上、可能な範囲で事前評価を行うよう努めるものとする。

（参考1）事前評価の実施が義務付けられた事業等（法第9条、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令323号）第3条）

- ① 研究開発： 事業費10億円以上のもの
- ② 公共事業： 事業費10億円以上のもの（施設の維持、修繕に係る事業を除く。）
- ③ 政府開発援助： 供与限度額 10億円以上の無償プロジェクト
供与限度額150億円以上の有償プロジェクト
- ④ 上記①から③に該当する事業を実施する者に、費用の全部又は一部を補助するもの
- ⑤ 規制の新設・改廃を行うもの（法律又は政令の制定・改廃を伴うもの）
- ⑥ 租税特別措置等（法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税に係るものに限る。）の新設、拡充又は延長する措置を要望するもの

（参考2）事前評価の実施は義務付けられていないが、対象となりうる事業等の例

- ① 上記①から④に係るもので、それぞれの金額基準以下のもの
- ② 規制の新設・改廃を行うもの（省令等の制定・改廃を伴うもの）
- ③ 法人税、法人の道府県民税（都民税を含む。）、法人の事業税又は法人の市町村民税以外の税目について租税特別措置等の新設、拡充又は延長する措置を要望するもの

第2節 研究開発、公共事業及び政府開発援助に係る政策の事前評価

1. 事前評価の観点

事前評価（研究開発、公共事業及び政府開発援助に係るものに限る。以下この節において同じ。）は、基本計画第3章に定める評価の観点に基づき行うとともに、以下の点についても留意する。

- (1) 事業等の実施により、費用に見合った効果が得られるかについて検討する。このため、可能な限り、予測される効果やそのために必要となる費用を推計・測定し、それらを比較する。その際、効果については、受益の帰属する範囲や対象を極力特

定し、可能であれば定量化する。また、費用については、事業等に係る直接的な支出のみならず、事業等により付随的に発生するそれ以外の費用（例えば社会費用等）についても含めることを検討する。

- (2) 必要に応じて、より効率的で質の高い代替案がないか、事業等の目的に照らし、その効果の受益や費用の負担が公平に分配されるか、他の事業等よりも優先的に実施する必要があるかについて検討する。

2. 事前評価書

- (1) 事前評価書は「事前評価書の様式例及び記載要領」（別紙１）を参考として、以下の事項について記載することを基本とするが、事業等の性質に応じ適宜調整を加えるものとする。
 - ① 評価の対象とした事業等の名称
 - ② 事業等を行うこととする背景、実施期間及び事業費など、評価の対象とした事業等の概要
 - ③ 事業等の実施により達成しようとする目標及び事後の検証時期
 - ④ 評価の観点及び評価結果
 - ⑤ 学識経験を有する者の知見の活用
- (2) 事前評価書の要旨は、上記(1)の事前評価書の概要を分かりやすく、原則として１枚にまとめたものとする

3. 事前評価の実施手順

- (1) 個別の政策を所管する課等（以下「政策所管課等」という。）は、事前評価の対象となり得る政策判断（予算要求）を行う可能性が生じた場合には、各局の総務課等（以下「各局課評価担当組織」という。）を通じ、大臣官房政策立案総括審議官及び大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）に連絡する。
- (2) 政策評価室は、政策所管課等及び各局課評価担当組織と調整の上、事前評価の実施の可否を決定する。
- (3) 政策所管課等は、各局課評価担当組織及び政策評価室と調整の上、評価の観点、評価書に記載する項目等を決定する。
- (4) 政策所管課等は、事前評価を実施し、事前評価書案及び要旨案を作成する。
- (5) 各局課評価担当組織は、事前評価書案及び要旨案の一次審査を行う。
- (6) 政策評価室は、事前評価書案及び要旨案の二次審査を行う。
- (7) 政策評価室は、必要な手続を経て事前評価書及び要旨を公表する。

4. 事後の検証

- (1) 事前評価を実施した事業等については、事業等の実施後に把握した政策効果に基づき、当初見込んでいた効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのかを明らかにするため、事後の検証を行う。
- (2) 事後の検証に使用する様式については、政策所管課等が、各局課評価担当組織及び政策評価室と調整の上、決定するものとする。

実施手順等については、後記第３章第２節の実績評価書の作成に準じて行うものとする。

第3節 規制に係る政策の事前評価

1. 事前評価の観点

事前評価（規制の新設、改廃に係るものに限る。以下この節において同じ。）は、基本計画第3章に定める評価の観点並びに「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に関する考え方について」（平成29年7月31日公正取引委員会事務総局）及び「規制の政策評価における競争状況への影響の把握・分析に係る事務参考マニュアル」（平成29年9月26日公正取引委員会事務総局）に基づき行う（第3章第4節において同じ。）。

2. 事前評価書

(1) 事前評価書は「規制の事前評価書の様式」（別紙2）を用い、「規制の事前評価書の記載要領」（別紙3）を参考に、以下の事項について記載する。

- ① 規制の必要性・有効性
- ② 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）
- ③ 効果（課題の解消・予防）の把握
- ④ 負担の把握
- ⑤ 利害関係者からの意見聴取
- ⑥ 事後評価の実施時期

また、簡素化した評価書を用いて評価を行う場合の事前評価書は、「規制の事前評価書（簡素化A）の様式」（別紙4）、「規制の事前評価書（簡素化B）の様式」（別紙5）、「規制の事前評価書（簡素化C）の様式」（別紙6）又は「規制の事前評価書（簡素化D）の様式」（別紙7）のいずれかを用い、「規制の事前評価書（簡素化A）の記載要領」（別紙8）、「規制の事前評価書（簡素化B）の記載要領」（別紙9）、「規制の事前評価書（簡素化C）の記載要領」（別紙10）又は「規制の事前評価書（簡素化D）の記載要領」（別紙11）を参考に、以下の事項（別紙7にあっては①及び⑤のみ）について記載する。

- ① 規制の必要性・有効性
- ② 効果（課題の解消・予防）の把握
- ③ 負担の把握
- ④ 利害関係者からの意見聴取
- ⑤ 事後評価の実施時期

(2) 事前評価書の要旨は、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承。以下「政策評価ガイドライン」という。）2(4)②の趣旨を踏まえ、事前評価書で兼ねるものとする。ただし、必要に応じて、別途、要旨を作成することを妨げない。

3. 事前評価の実施手順

- (1) 政策所管課等は、事前評価の対象となり得る政策判断（法令の制定・改廃）を行う可能性が生じた場合には、各局課評価担当組織を通じ、政策評価室に連絡する。
- (2) 政策評価室は、政策所管課等及び各局課評価担当組織と調整の上、事前評価の実

施の要否を決定する。

- (3) 政策所管課等は、各局課評価担当組織及び政策評価室と調整の上、評価の観点、評価書に記載する項目等を決定する。
- (4) 政策所管課等は、事前評価を実施し、事前評価書案及び要旨案を作成する。
- (5) 各局課評価担当組織は、事前評価書案及び要旨案の一次審査を行う。
- (6) 政策評価室は、事前評価書案及び要旨案の二次審査を行う。
- (7) 政策評価室は、必要な手続を経て事前評価書及び要旨を公表する。

第4節 租税特別措置等に係る政策の事前評価

1. 事前評価の内容

事前評価（租税特別措置等に係るものに限る。以下この節において同じ。）は、以下の内容により行うものとする。

なお、事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要である。

(1) 分析対象期間

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合、分析対象期間としては、要望に係る租税特別措置等の適用期間、効果や減収額等の推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合、将来にわたる予測部分についての分析対象期間としては、上記新設の場合による。また、過去の実績部分についての分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

(2) 租税特別措置等の必要性等

① 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。

政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

② 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記①の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

(3) 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるか（確認されるか）を説明する。租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、推計によることになり、拡充又は延長を要望しようとする場合は、推計に加え、過去の実績を把握する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（平成22年法律第8号）及び「地方税法」（昭和25年法律第226号）に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報を用いて予測把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されるか（されたか）をできる限り定量的に把握する。効果の将来予測を行う場合は、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても説明する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合は、上記(2)②の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による様々な波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

(4) 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

2. 事前評価書

(1) 事前評価書は「租税特別措置等に係る政策の事前評価書の様式」（別紙12）を用い、以下の事項について記載することを基本とするが、必要に応じ適宜修正を加えるものとする。

- ① 政策評価の対象とした政策の名称
- ② 対象税目（政策評価の対象税目、上記以外の税目）
- ③ 要望区分等の別
- ④ 内容
- ⑤ 担当部局
- ⑥ 評価実施時期及び分析対象期間
- ⑦ 創設年度及び改正経緯
- ⑧ 適用又は延長期間
- ⑨ 必要性等（政策目的及びその根拠、政策体系における政策目的の位置付け、達成目標及びその実現による寄与）

- ⑩ 有効性等（適用数、適用額、減収額、効果、税収減を是認する理由等）
 - ⑪ 相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担、地方公共団体が協力する相当性）
 - ⑫ 有識者の見解
 - ⑬ 前回の事前評価又は事後評価の実施時期
- (2) 事前評価書の要旨は、上記(1)の事前評価書の概要を分かりやすく、原則として1枚にまとめたものとする。

3. 事前評価の実施手順

- (1) 政策所管課等は、事前評価の対象となり得る租税特別措置等の新設、拡充又は延長についての税制改正要望を行う可能性が生じた場合には、各局課評価担当組織を通じ、政策評価室に連絡する。
- (2) 政策所管課等は、事前評価を実施し、事前評価書案及び要旨案を作成する。なお、実施に当たり、同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が要望を行う場合は、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。
- (3) 各局課評価担当組織は、事前評価書案及び要旨案の一次審査を行う。
- (4) 政策評価室は、事前評価書案及び要旨案の二次審査を行う。
- (5) 政策評価室は、必要な手続を経て事前評価書及び要旨を公表する。

第3章 事後評価

第1節 実施計画及び事前分析表

1. 実績評価の実施計画

(1) 実績評価の実施計画の内容

財務省の主要な政策分野全てを対象に実績評価の実施計画を定める。なお、政策の目標や測定指標等の具体的な内容については、事前分析表に記載する。

(2) 実績評価の実施計画の記載事項

実績評価の実施計画は、以下の事項について記載して作成する。

- ① 評価の対象期間
- ② 評価方法
- ③ 対象となる政策の目標
- ④ 評価基準
- ⑤ 事前分析表の作成

2. 総合評価の実施計画

(1) 総合評価の実施計画の内容

行政が国民のニーズや社会経済情勢に的確に対応するためには、政策の効果を具体的に明らかにするとともに、行政として対応を求められる問題点やその原因などを分析し、その解決に資する情報を提供することにより、的確な改善・見直しにつなげていくことが必要である。特に、これまでの取組を見直し、新たな政策展開を行おうとする際には、このような評価が求められる。

基本計画においては、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には総合評価を行うこととされているが、総合評価を実施する機会としては、例えば、次のような場合が想定される。

- ① 実績評価において、目標の妥当性の検討や目標に対する実績の評価の際に、掘り下げた総合的な評価が必要と判断された場合。
- ② 法律の見直し条項による制度の見直しや、期限が到来した時限法のその後の対応について検討を行う場合。
- ③ 各種中長期計画の策定や改訂を行う場合。

(2) 総合評価の実施計画の記載事項

総合評価の実施計画は「総合評価の実施計画の様式」(別紙13)を用い、以下の事項について記載する。

なお、実施計画の対象年度において、総合評価の着手又は公表のいずれの予定もない場合には、当該実施計画は策定しないこととする。

- ① 総合評価を行うテーマ
- ② 当該テーマの背景や問題意識、明らかにする政策効果など、総合評価を行うテーマの概要
- ③ 評価の着手予定時期や公表予定時期などの実施期間

3. 規制に係る政策の事後評価の実施計画

規制に係る政策の事後評価の実施計画は、「規制に係る政策の事後評価の実施計画の様式」(別紙14)を用い、以下の事項について記載する。

- ① 評価方法
- ② 評価対象

規制に係る政策の事後評価の評価対象は、以下の事項について記載する。

- イ 規制の名称及び条項
- ロ 評価の実施時期、事後評価の方法

4. 租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画

租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画は、「租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画の様式」(別紙15)を用い、以下の事項について記載する。

- ① 評価方法
- ② 評価対象

租税特別措置等に係る政策の事後評価の評価対象は、本省分と国税庁分に区分して、以下の事項について記載する。

- イ 租税特別措置等の名称、税目及び条項
- ロ 租税特別措置等の創設年度・適用期限

5. 事前分析表

政策の目標ごとに作成し、以下の事項について記載する。

- ① 総合目標

総合目標の事前分析表は「事前分析表兼実績評価書(総合目標)の様式」(別

紙16)を用い、「事前分析表兼実績評価書（総合目標）の記載要領」（別紙17）に定める記載要領により、総合目標ごとに以下の事項について記載して作成する。

イ 総合目標の内容及び目標設定の考え方

ロ 総合目標を構成するテーマ

ハ 関連する内閣の基本方針

ニ テーマの取組内容

ホ 総合目標の達成度合いを定量的に把握するための測定指標（定量的な測定指標）

その測定指標に係るテーマについての最終目標年限における最終目標値を「目標値」とした上で、直近4年度分の実績値をモニターとして記載する。ただし、測定指標の性格に応じて適切な変更を加えて差し支えない。

「目標値の設定の根拠」欄には、そのテーマの達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由及び目標値の設定根拠を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。また、当該測定指標の出所を記載するほか、必要に応じて測定指標に係る注記事項を記載する。

なお、新たに測定指標を設定した場合には、新設した意図及び理由等を記載する。

（注）テーマごとに、そのテーマに係る定量的な測定指標について、指標番号（そのテーマの整理番号を基礎とする枝番号に定量的測定指標の区分を示すAを付したものを）を付す。

ヘ 総合目標の達成度合いを定性的に把握するための測定指標（定性的な測定指標）

そのテーマにおいて最終的に達成すべき内容をその測定指標の「目標」とし、「目標の内容」欄に簡潔に記載する。

「目標の設定の根拠」欄には、そのテーマの達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

なお、新たに測定指標を設定した場合には、新設した意図及び理由等を記載する。

（注）テーマごとに、そのテーマに係る定性的な測定指標について、指標番号（そのテーマの整理番号を基礎とする枝番号に定性的測定指標の区分を示すBを付したものを）を付す。

ト 今回廃止した測定指標とその理由

測定指標を廃止した場合には、廃止した測定指標及びその理由を記載する。

チ 参考指標

リ 総合目標に係る予算額等

予算の状況（当初予算、補正予算又は繰越等）及び執行額の区分に応じた評価対象年度を含む4年度分の金額並びに予算の概要を記載する。

当初予算については、予算書の項・事項ごと及び合計額に区分して記載するとともに、行政事業レビュー対象事業が含まれる場合は、当該事業の事業名及び予算事業IDを記載した上で、当該事業に係る金額を各々内訳として記載する。

なお、「事項」は、主なものの以外は、「その他」としてまとめて記載する。

ヌ 総合目標の担当部局名及び政策評価実施時期

なお、ニの取組内容並びにホ及びヘの測定指標は、テーマごとに区分して記載する。

② 政策目標

政策目標の事前分析表は「事前分析表兼実績評価書（政策目標）の様式」（別紙18）を用い、「事前分析表兼実績評価書（政策目標）の記載要領」（別紙19）に定める記載要領により、政策目標ごとに以下の事項について記載して作成する。

イ 政策目標の内容及び目標設定の考え方

ロ 政策目標を達成するための施策

ハ 関連する内閣の基本方針

ニ 施策の取組内容

ホ 政策目標の達成度合いを定量的に把握するための測定指標（定量的な測定指標）

その測定指標に係る施策についての目標値及び直近4年度分の実績値を記載する。ただし、測定指標の性格に応じて適切な変更を加えて差し支えない。

「目標値の設定の根拠」欄には、その施策の達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由及び目標値の設定根拠を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。また、当該測定指標の出所を記載するほか、必要に応じて測定指標に係る注記事項を記載する。

なお、新たに測定指標を設定した場合には、新設した意図及び理由等を記載する。

（注）施策ごとに、その施策に係る定量的な測定指標について、指標番号（その施策の施策番号を基礎とする枝番号に定量的測定指標の区分を示すAを付したものを）を付す。

ヘ 政策目標の達成度合いを定性的に把握するための測定指標（定性的な測定指標）

その施策について、対象年度に達成すべき内容をその測定指標の「目標」とし、「目標の内容」欄に簡潔に記載する。

「目標の設定の根拠」欄には、その施策の達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

なお、新たに測定指標を設定した場合には、新設した意図及び理由等を記載する。

（注）施策ごとに、その施策に係る定性的な測定指標について、指標番号（その施策の施策番号を基礎とする枝番号に定性的測定指標の区分を示すBを付したものを）を付す。

ト 今回廃止した測定指標とその理由

測定指標を廃止した場合には、廃止した測定指標及びその理由を記載する。

チ 参考指標

リ 政策目標に係る予算額等

予算の状況（当初予算、補正予算又は繰越等）及び執行額の区分に応じた評価対象年度を含む4年度分の金額並びに予算の概要を記載する。

当初予算については、予算書の項・事項ごと及び合計額に区分して記載する

とともに、行政事業レビュー対象事業が含まれる場合は、当該事業の事業名及び予算事業IDを記載した上で、当該事業に係る金額を各々内訳として記載する。

なお、「事項」は、主なもの以外は、「その他」としてまとめて記載する。

ヌ 政策目標の担当部局名及び政策評価実施時期

なお、ニの取組内容並びにホ及びヘの測定指標は、施策ごとに区分して記載する。

評価書において適切な分析を行うためには、まずは事前分析表において、目標・測定指標が適切に設定できていることが重要である。

目標、測定指標、達成手段といった事前分析表の各要素が適切に設定できているかを確認する手法の一つとして、これらの関係を一覧できる「ロジックモデル」を作成することが推奨される。

(注)「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）」（平成30年3月政策評価審議会政策評価制度部会）によれば、ロジックモデルとは、「プログラムのための利用可能な資源、計画している活動、達成したいと期待する変化や成果の関りについて、皆様の考えを体系的に図式化するものです。」とされている。

6. 実施計画の策定及び事前分析表の作成の手順

- (1) 政策所管課等は、実施計画案の策定及び事前分析表案の作成を行う。
- (2) 各局課評価担当組織は、実施計画案及び事前分析表案の一次審査を行う。
- (3) 政策評価室は、実施計画案及び事前分析表案の二次審査を行う。
- (4) 政策評価室は、必要な手続を経て実施計画及び事前分析表を公表する。

(参考) 策定・作成の手順については、(参考3)「実施計画の策定及び事前分析表の作成のための作業手順」を参照。

7. 実施計画及び事前分析表の計画期間内の変更

実施計画及び事前分析表は、政府の方針等が新たに設定・転換された場合には、計画期間内であっても、必要に応じ変更するものとする。

(1) 実施計画及び事前分析表を変更する場合の判断基準

- ① 当初の実施計画及び事前分析表に定めた政府の方針等の政策の方向性が変わらず、単に政策が具体化・詳細化されたにとどまった場合は、実施計画及び事前分析表を変更しない。
- ② 当初の実施計画及び事前分析表に定めた政府の方針等が大きく変更されて、政策の方向性が従来と違う方向へ転換された場合は、実施計画及び事前分析表を変更する。また、政府の方針等の政策の方向性が変わらない場合でも、大幅な取組内容や測定指標の変更を伴う場合には、その計画期間中の行政運営への影響の大きさを検討し、必要と判断した場合は変更する。

(2) 実施計画及び事前分析表を変更する場合の時期

政府の方針等にあわせて実施計画及び事前分析表を変更する場合には、その都度適切な時期に変更することとするが、基本的には財務省政策評価懇談会の開催時期にあわせて変更することとする。

第2節 実績評価の実施

1. 評価の観点

実績評価は、基本計画第3章に定める評価の観点を踏まえ、「評価マニュアル」（別紙20）に定めるところにより、実施する。

2. 実績評価書

(1) 実績評価書の内容

① 総合目標

総合目標の実績評価書は「事前分析表兼実績評価書（総合目標）の様式」（別紙16）を用い、「事前分析表兼実績評価書（総合目標）の記載要領」（別紙17）に定める記載要領により、総合目標ごとに以下の事項について記載して作成する。なお、作成に当たっては、前記1.に定める「評価マニュアル」を参照する（下記②において同じ。）。

イ 総合目標の内容及び目標設定の考え方

ロ 総合目標を構成するテーマ

ハ 関連する内閣の基本方針

ニ 総合目標の評価結果

（イ）総合目標についての評価

（ロ）評価の理由

（ハ）政策の分析

ホ テーマの取組内容

ヘ 総合目標の達成度合いを定量的に把握するための測定指標（定量的な測定指標）

評価対象年度のモニター実績値を記載する。また、事前分析表作成時の記載内容に変更が生じた場合は、注記事項を追記するなど変更内容を明らかにする。

ト 定量的な測定指標に係る目標の達成度及び目標の達成度の判定理由

チ 総合目標の達成度合いを定性的に把握するための測定指標（定性的な測定指標）

事前分析表作成時の記載内容に変更が生じた場合は、注記事項を追記するなど変更内容を明らかにする。

リ 定性的な測定指標に係る目標の達成度、実績及び目標の達成度の判定理由

ヌ テーマについての評価

ル 評価の理由

ヲ 今回廃止した測定指標とその理由

ワ 参考指標

カ テーマに係る参考情報

コ 評価結果の反映

ク 財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見

財務省政策評価懇談会の内容を踏まえて、政策評価室において記載する。

ケ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

コ 前年度の政策評価結果の政策への反映状況

- ツ 総合目標に係る予算額等
事前分析表作成時に未確定であった予算額等を記載する。
- ネ 担当部局名及び政策評価実施時期

② 政策目標

政策目標の実績評価書は「事前分析表兼実績評価書（政策目標）の様式」（別紙18）を用い、「事前分析表兼実績評価書（政策目標）の記載要領」（別紙19）に定める記載要領により、政策目標ごとに以下の事項について記載して作成する。

- イ 政策目標の内容及び目標設定の考え方
- ロ 政策目標を達成するための施策
- ハ 関連する内閣の基本方針
- ニ 政策目標の評価結果
 - （イ）政策目標についての評定
 - （ロ）評定の理由
 - （ハ）政策の分析
- ホ 施策の取組内容
- ヘ 政策目標の達成度合いを定量的に把握するための測定指標（定量的な測定指標）

評価対象年度の実績値を記載する。また、事前分析表作成時の記載内容に変更が生じた場合は、注記事項を追記するなど変更内容を明らかにする。
- ト 定量的な測定指標に係る目標の達成度及び目標の達成度の判定理由
- チ 政策目標の達成度合いを定性的に把握するための測定指標（定性的な測定指標）

事前分析表作成時の記載内容に変更が生じた場合は、注記事項を追記するなど変更内容を明らかにする。
- リ 定性的な測定指標に係る目標の達成度、実績及び目標の達成度の判定理由
- ヌ 施策についての評定
- ル 評定の理由
- ヲ 今回廃止した測定指標とその理由
- ワ 参考指標
- カ 施策に係る参考情報
- ヨ 評価結果の反映
- タ 財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見

財務省政策評価懇談会の内容を踏まえて、政策評価室において記載する。
- レ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報
- ソ 前年度の政策評価結果の政策への反映状況
- ツ 政策目標に係る予算額

事前分析表作成時に未確定であった予算額等を記載する。
- ネ 担当部局名及び政策評価実施時期

(2) 評価書の要旨

法第10条第2項に規定する要旨については、政策評価ガイドライン2(4)②の規定

により、実績評価書で兼ねるものとする。

3. 成果重視事業の評価

(1) 成果重視事業について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組の一つとされ、政策評価との連携強化が求められている。

このため、成果重視事業については、本章第1節及び第2節の実績評価の枠組みで評価を行う。

(2) 成果重視事業の評価書の内容

成果重視事業の評価書は「成果重視事業の評価書の様式」（別紙21）を用い、以下の事項について記載して作成する。

- ① 成果重視事業の名称
- ② 成果重視事業の概要
- ③ 達成しようとする目標、その設定の考え方及び達成度合いの判定方法
- ④ 目標の達成状況（未達成の場合は、原因分析と改善方策）
- ⑤ 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

4. 実績評価の実施手順

- (1) 政策所管課等は、実績評価を実施し、評価書案を作成する。
- (2) 各局課評価担当組織は、評価書案の一次審査を行う。
- (3) 政策評価室は、評価書案の二次審査を行う。
- (4) 政策評価室は、必要な手続を経て評価書を公表する。

（参考）実施手順については、（参考4）「実績評価書の作成のための作業手順」を参照。

第3節 総合評価の実施

1. 総合評価の観点

総合評価は、基本計画第3章に定める評価の観点を踏まえて実施するとともに、次のような点についても留意する。なお、評価のテーマや評価対象の性質等によって評価の内容は一定のものではなく、必ずしもすべての内容が該当するものではない。

- (1) 政策・施策の効果の発現状況を様々な角度から具体的に明らかにする。
- (2) 政策・施策の直接的効果や因果関係、場合によっては、外部要因の影響についても掘り下げた分析を行い、さらに、波及効果（副次的効果）の発生状況及びその発生のプロセスなどについても分析する。
- (3) (1)及び(2)を踏まえ、政策・施策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析する。
- (4) 政策・施策の効果とそのために必要な費用（マイナスの効果や間接費用を含む。）を比較・検討する。また、国民にとってより効率的で質の高い代替案はないかについて検討する。

2. 総合評価の実施方法

総合評価は、次の3つの方法を基本として実施することとする。

- (1) 財務省自らが総合評価を行う。
- (2) 審議会や学識経験者等による研究会等で審議・検討を行う。
- (3) 外部研究機関等に委託する。

3. 総合評価書

- (1) 総合評価においては、テーマの設定や評価の実施方法等において様々な選択肢があることから、法第10条に規定される記載事項については網羅する必要があるものの、評価書の様式は特に定めないこととする。
- (2) 総合評価書の要旨は、上記(1)の総合評価書の概要を分かりやすく、原則として1枚にまとめたものとする。

4. 総合評価実施に向けた準備

総合評価は、その計画、情報・データの収集などの準備なども含め、評価に要する期間が長く、コストもある程度大きくなることが予想されることから、総合評価の必要性が生じると見込まれるテーマについては、あらかじめ情報・データの収集等の準備作業に努める。

第4節 規制に係る政策の事後評価の実施

1. 規制に係る政策の事後評価書

- (1) 規制に係る政策の事後評価書は「規制の事後評価書の様式」(別紙22)を用い、「規制の事後評価書の記載要領」(別紙23)を参考に、以下の事項について記載する。

- ① 事後評価結果の概要
- ② 事前評価時の予測との比較
- ③ 考察

また、簡素化した評価書を用いて事前評価を行った場合の事後評価書は、「規制の事後評価書(簡素化A)の様式」(別紙24)、「規制の事後評価書(簡素化B)の様式」(別紙25)又は「規制の事後評価書(簡素化C)の様式」(別紙26)のいずれかを用い、「規制の事後評価書(簡素化A)の記載要領」(別紙27)、「規制の事後評価書(簡素化B)の記載要領」(別紙28)又は「規制の事後評価書(簡素化C)の記載要領」(別紙29)を参考に、以下の事項について記載する。

- ① 事後評価結果の概要
- ② 事前評価時の予測との比較
- ③ 考察

- (2) 規制に係る政策の事後評価書の要旨は、政策評価ガイドライン2(4)②の趣旨を踏まえ、事後評価書で兼ねるものとする。ただし、必要に応じて、別途、要旨を作成することを妨げない。

2. 事後評価の実施手順

- (1) 政策所管課等は、原則として事前評価書に記載した事後評価の実施時期に事後評

価を実施し、事後評価書案及び要旨案を作成する。

- (2) 各局課評価担当組織は、事後評価書案及び要旨案の一次審査を行う。
- (3) 政策評価室は、事後評価書案及び要旨案の二次審査を行う。
- (4) 政策評価室は、必要な手続を経て事後評価書及び要旨を公表する。

第5節 租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施

1. 事後評価の内容

事後評価（租税特別措置等に係るものに限る。以下この節において同じ。）は、租税特別措置等に係る政策の事前評価の単位を踏まえ、適切な単位で、以下の内容により行うものとする。

(1) 分析対象期間

事後評価の分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

(2) 租税特別措置等の必要性等

① 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

② 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記①の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

(3) 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を把握するとともに、税収減を是認するような効果が確認されるかを説明する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報を用いて予測把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されたかをできる限り定量的に把握する。その際、上記(2)②の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータ

を把握するよう努める。

事後評価において、効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

(4) 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

(5) 評価結果の反映の方向性

事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを説明する。

2. 事後評価書

(1) 事後評価書は「租税特別措置等に係る政策の事後評価書の様式」（別紙30）を用い、以下の事項について記載することを基本とするが、必要に応じ適宜修正を加えるものとする。

- ① 政策評価の対象とした政策の名称
- ② 対象税目（政策評価の対象税目、上記以外の税目）
- ③ 内容
- ④ 担当部局
- ⑤ 評価実施時期及び分析対象期間
- ⑥ 創設年度及び改正経緯
- ⑦ 適用期間
- ⑧ 必要性等（政策目的及びその根拠、政策体系における政策目的の位置付け、達成目標及びその実現による寄与）
- ⑨ 有効性等（適用数、適用額、減収額、効果、税収減を是認する理由等）
- ⑩ 相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担、地方公共団体が協力する相当性）
- ⑪ 有識者の見解
- ⑫ 評価結果の反映の方向性
- ⑬ 前回の事前評価又は事後評価の実施時期

(2) 租税特別措置等に係る政策の事後評価書の要旨は、上記(1)の租税特別措置等に係る政策の事後評価書の概要を分かりやすく、原則として1枚にまとめたものとする。

3. 事後評価の実施手順

(1) 事後評価の対象となる租税特別措置等に係る政策について、過去に当該租税特別措置等の要望を行った政策所管課等は、事後評価を実施し、評価書案及び要旨案を

作成する。なお、実施に当たり、同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が関係する場合は、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

- (2) 各局課評価担当組織は、評価書案及び要旨案の一次審査を行う。
- (3) 政策評価室は、評価書案及び要旨案の二次審査を行う。
- (4) 政策評価室は、必要な手続を経て評価書及び要旨を公表する。

第4章 学識経験者等の知見の活用にあたっての留意事項

第三者からの意見聴取等によるその活用にあたっては、以下の点に留意することとする。

- (1) 第三者に専門知識の活用を期待するのか、チェック機能を期待するのか、また、どの程度の役割を期待するのかなど、第三者の活用についての基本的な考え方をあらかじめ明確にしておくとともに、コスト等についても十分に勘案した上で効率的な実施にも配慮すること。
- (2) 外部研究機関、コンサルタント等を活用する場合は、評価に用いる情報・データや前提条件、得られる結果などについて委託者である各担当部局が適切な説明を行うようにすること。
- (3) 委託とする趣旨を踏まえて、外部研究機関等の専門調査研究機関としての地位を尊重すること。
- (4) 基本計画及び実施計画の策定、事前分析表及び評価書の作成にあたっては、財務事務次官の私的懇談会である「財務省政策評価懇談会」を開催して、外部有識者の意見を聴くこととする。

第5章 公表資料

1. 基本計画

「基本計画」を策定した場合には、速やかに公表する。

2. 事前評価に係る評価書

事前評価書を作成した場合には、速やかに、「要旨」とともに「事前評価書」を公表する。

3. 実施計画及び事前分析表

毎年、原則として3月末までに、「政策評価実施計画」及び「事前分析表」を公表する。「政策評価実施計画」においては、以下の計画を併せて公表する。

- (1) 総合評価の実施計画（実施予定がある場合）
総合評価のテーマ等の具体的な内容を記載する。
- (2) 規制に係る政策の事後評価の実施計画（実施予定がある場合）
規制の名称等の具体的な内容を記載する。
- (3) 租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画
租税特別措置等の名称等の具体的な内容を記載する。

4. 事後評価に係る評価書

下記(1)については、毎年6月末を目途に「政策評価書」として、(2)については適時に

「総合評価書」及び「総合評価書（要旨）」として、(3)については適時に「規制の事後評価書」及び「規制の事後評価書（要旨）」として、(4)については適時に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」及び「租税特別措置等に係る政策の事後評価書（要旨）」として公表する。

(1) 実績評価書

実績評価の結果、政策評価結果の政策への反映状況等を記載する。

(2) 総合評価書

総合評価の評価結果を記載する（参考文献等は大部となるため掲載しない。）。

(3) 規制に係る政策の事後評価書

規制に係る政策の事後評価の評価結果等を記載する。

(4) 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

租税特別措置等に係る政策の事後評価の評価結果等を記載する。

第6章 役割分担

1. 政策所管課等は、所管する政策について最も詳しい情報・データを有し、対応すべき行政課題を把握しやすいことから、実施計画案の策定並びに事前分析表案及び評価書案の作成を行う。
2. 各局課評価担当組織は、政策所管課等に次いで、政策所管課等の所管する政策について詳しい情報・データを有し、対応すべき行政課題を把握していると同時に、各局内においては、評価に関する知見・情報等を最も豊富に有し、評価の実施・運営における指導的立場にあると考えられる。このため、政策所管課等が策定した実施計画案、並びに作成した事前分析表案及び評価書案の一次審査や政策評価の結果の政策所管課等へのフィードバックなどの役割を担う。
3. 政策評価室は、各局課評価担当組織及び政策所管課等と一定の範囲で互いに牽制し合い、評価の客観性・質の確保を図る必要がある。また、評価の計画的実施・定着を図るとともに、評価手法の研究開発、政策所管部局に対する情報提供等を行うことにより、政策所管部局の行う評価を補完・支援し、財務省全体の政策評価の取組を推進する。

事前評価書の様式例及び記載要領

1. 評価の対象とした事業等の名称

- ・ 評価の対象とした事業等の名称を記載する。
- ・ 「政策の目標」との関連を記載する。

2. 事業等の概要

- ・ 事業等を行うこととする背景等を記載する。
- ・ 事業等の実施期間を記載する。
- ・ 事業等の年度別事業費（予算額）を記載する。

3. 事業等の実施により達成しようとする目標

- ・ 事業等の実施により達成しようとする目標を具体的に記載する。
- ・ 事後の検証の実施時期及び実施方法を記載する。

4. 政策評価の観点及び評価結果

- ・ 総合的な評価及び使用する評価の観点ごとの評価を記載する。

（総合的評価）

（必要性）

（効率性）

（有効性）

（公平性）

（優先性）

5. 学識経験を有する者の知見の活用

- ・ 学識経験を有する者の知見を活用した場合には、得られた意見等を記載する。

規制の事前評価書の様式

法令案の名称：_____

規制の名称：_____

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：_____

評価実施時期：_____

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

・

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

・

<必要となる規制新設・拡充の内容>

・

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

・

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

・

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

・

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☐検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

・

<その他非規制手段の検討状況>

☐非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☐非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

☐非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

☐非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

・

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

・

【緩和・廃止】

・

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

・

<行政費用>

・

<その他の負担>

・

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

・

<行政費用>

・

<その他の負担>

・

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考になっている

☐ その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・

＜関連する会合の名称、開催日＞

.

＜関連する会合の議事録の公表＞

.

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

.

＜上記以外の法令案＞

.

規制の事前評価書の記載要領

法令案の名称： _____ ※仮称を含む

規制の名称： _____ ※複数ある場合は全て記載

規制の区分： ☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止 ※複数ある場合は全て記載

担当部局： _____ ※複数ある場合は全て記載

評価実施時期： _____

※ 規制の根拠となる法令を複数府省で共管している場合、どの府省が評価書作成の主担当となるかについては、当該法令の主請議府省や規制の根拠となる規定の所管数などを参考に御調整願います。

また、同一の規制を複数府省で共管している場合は、連名で一の評価書を作成するのか、それぞれの府省が評価書を作成するのかは、府省間で御調整ください。複数府省で一の評価書で作成するときは、担当部局欄にはそれぞれの府省名を連名で記載してください。

※ 下記表中の適用要件のいずれかに該当する場合には、様式 2－①から様式 2－④いずれかの「規制の事前評価書（簡素化）」の利用が可能です。様式 2－③を利用する場合には、事前に総務省まで御連絡願います。当省にて利用の可否を確認して御連絡いたします。

※ 効果と負担の定量化について、具体の計算方法や算出程度に不安等がある場合には、総務省まで御連絡願います。当省も一緒に検討させていただきます。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの（様式2－①） ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2－①）
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2－②）
iv	他の法令で具体の規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの（様式2－②） ・ 具体の規制内容は下位法令に委任しているもの ・ ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
v	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2－②） ・ 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。
vi	規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの（様式2－③） ・ 災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの
vii	何らかの理由により緊急に対応する必要があるもの（様式2－④） ・ 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、事後評価書は通常版を使用する。

1 規制の必要性・有効性

※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- における政府方針を踏まえ、●●●事象の解消・未然防止を図るため、●●●事業を行うためには●●●大臣への届出を義務付けるとともに、●●●設備の設置を義務付ける。

※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- を背景に●●●事業の実施者が増加しており、その結果、●●●の課題が深刻化している。
- の課題の原因としては●●●が挙げられ、●●●の課題の解消・予防のためには●●●の措置が必要である。
- しかしながら、現状の●●●に関する制度では●●●の仕組みとなっており、このままでは当該課題を解消・予防することはできない。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- 上記課題を解消・予防するために上記措置を行うべく、①●●●事業を届出制とすること、②必要に応じて報告徴収又は立入検査を行うこと、③●●●を抑制するため●●●設備の設置を義務付けることとする。
- これにより、●●●事業の実施者を網羅的に把握できるとともに、一部事業者で●●●等の問題が発生した場合には、他の事業者でも同様の問題が発生していないか即座に点検し、必要な指導・助言・情報提供等が適時に可能となる。また、●●●設備の設置により●●●の抑制が可能となるが、その詳細は3を参照。

※ 複数の新設・拡充がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- からの●●●に関する要望・意見を踏まえ、●●●業の新規参入を促進するため、新規参入の要件となっている●●●施行実績件数を緩和する。

※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- に関しては、現状では●●●な制度・仕組みとなっている。
- 事業については、●●●に関する安全確保の観点から、年間●●●万件以上の●●●の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに当該業務を行おうとする者にとっては、当該要件が参入障壁となっている。
- しかしながら、●●●の技術開発により安全性が向上したため、現行の施行実績要件は過剰な状況となっており、●●●から当該要件の緩和を求める意見・要望が多数寄せられている。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- の技術開発や●●●に関する事故件数実績などを踏まえて、上記要件を年間●●●万件以上に緩和することとする。

※ 複数の緩和・廃止がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

※ 緩和・廃止のみの場合は、本欄の記載は不要。

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☐ 検討した ☐ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ ●●●の規制手段も検討したが、●●●の理由から、課題を十分には解消できないと判断されるため採択しないこととした。

＜その他非規制手段の検討状況＞

- ☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- ☐ 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- ☐ 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- ☐ 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ ●●●の非規制手段を新たに導入することも検討したが、●●●の理由から、課題を十分には解消できないと判断されるため採択しないこととした。なお、●●●の非規制手段については、●年度に導入済み。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

※ 定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。

※ 用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を記載する。

※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

（●●●について）

- ・ ●●●の届出等の導入により、一部事業者で●●●の事故等が発生した場合には、同様の事故等が発生する危険性がないか全●事業者に対して即座に点検して事故等を未然に防止等できる。届出制がなかった場合には、そもそもこれら全●事業者の所在等すら把握できず、点検自体ができない。

（●●●について）

- ・ 全●事業者が●●●設備を導入した場合、1事業者当たり●から●の●●●の抑制が図られる。

（●●●について）

- ・ ●●●については、●●●の理由から現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、実績値である●●●の数値を●年分把握するなどにより、定量化する。

【緩和・廃止】

（●●●について）

- ・ ●●●施行実績件数の要件を、年間●●●万件以上から●●●万件以上に緩和することにより、●●●業の年間新規参入件数が、●●●件から●●●件に増加すると見込まれる。

4 負担の把握

※ 遵守費用

下記(1)～(3)などの遵守費用について記載。定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。

- (1) 許認可等の申請に要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの申請時間×総対象数は必須）
- (2) 手数料、物品購入、設備投資などに要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの手数料等の幅と総対象数は必須）
- (3) 報告書作成、検査対応などに要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの作成時間・検査時間の幅と総対象数は必須）

※ 行政費用

下記(1)～(4)などの遵守費用について記載。定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。

- (1) 申請の処理に要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの処理時間×総対象数は必須）
- (2) 物品購入、設備投資などに要する費用（当該対応のために新たに予算要求が想定される場合は必須）
- (3) 報告書確認、検査対応などに要する費用（当該対応のために新たに定員要求が想定される場合は必須）
- (4) 緩和・廃止したことに伴う負の影響を監視するためのモニタリング費用（当該対応のために新たに予算要求又は定員要求が想定される場合は必須）

※ 用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を記載する。

※ 規制の新設・拡充及び緩和・廃止の両方を行う場合は、それぞれについて記載すること。

※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

（●●●●について）

- ・ 全体でおおよそ●件程度の申請が見込まれるところ、1件当たりの申請書記入等に要する時間は●分程度と見込まれるため、全体の所要時間は●時間程度と想定される。これに、時給単価●円を乗じると、全体の費用は●円程度と想定される。

（●●●●について）

- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●円程度と見込まれるため、全体の費用は●円程度と想定される。
- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●円から●円の幅が想定される。

（●●●●について）

- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象数当たりの作成時間・検査時間は●分程度と見込まれ、これに時給単価●円を乗じると、全体の費用は●円程度と想定される。
- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●分から●分の作業時間・検査時間の幅が想定される。

（●●●●について）

- ・ ●●●●については、●●●●の理由から現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、実績値である●●●●の数値を●年分把握するなどにより、定量化する。

<行政費用>

(●●●●について)

<その他の負担>

(●●●●について)

- を対象に●●●●に関し実施されたアンケート調査によると、約●%が「本規制が導入された場合、●●●●施設を閉鎖せざるを得ない」と回答していることから、本規制に伴う●●●●施設の閉鎖が想定される。ただし、本規制の対象施設は、●●●●補助金の対象となる等、支援策がとられることから、その影響は限定的と考えられる。

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

(●●●●について)

- 当該規制導入時には、十分な施行実績を有する者として●●●●事業の年間施行実績が●●●●万件以上の者にのみ●●●●事業を実施する資格を認めることで、●●●●に関する安全確保を図ることとしていた。今般、施行実績件数に係る基準を●●●●の技術開発に伴い緩和することとなるが、第三者的な立場の有識者で構成される●●●●委員会からも、緩和により生じる直接的な支障はないとの意見を得ている。

なお、行政機関において●●●●のモニタリングを行い、緩和による直接的な支障が認められた場合には、●●●●などの対応をとることから、その影響は限定的と考えられる。

<行政費用>

(●●●●について)

- 行政機関において●●●●のモニタリングを行うため、毎年、●●●●に関する調査を民間委託する。当該委託経費は●●●●万円前後と想定している。

<その他の負担>

(●●●●について)

- を対象に●●●●に関し実施されたアンケート調査によると、約●%が「新規参入事業者が増加することで過当競争による収支悪化・サービス劣化が懸念される」と回答している。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考になっている
- ☐ その他

(具体の理由 :)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・

＜関連する会合の名称、開催日＞

・

＜関連する会合の議事録の公表＞

※ インターネット上で公表している場合は URL を掲載。なお、審議会等及び懇談会等については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）に基づき、原則として公表することとされている。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 見直し条項（期限●年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和●年度であり、それまでに事後評価を実施予定。

＜上記以外の法令案＞

- ・ 事前評価書の作成から●年後に事後評価を実施することから、令和●年度までに事後評価を実施予定。

規制の事前評価書（簡素化 A）の様式

法令案の名称：_____

規制の名称：_____

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：_____

評価実施時期：_____

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

(該当理由)

・

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

.

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制新設・拡充の内容>

.

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

.

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

.

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

.

【緩和・廃止】

.

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

.

<行政費用>

.

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

.

<行政費用>

.

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

☐その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

.

<関連する会合の名称、開催日>

.

<関連する会合の議事録の公表>

.

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

.

規制の事前評価書（簡素化 B）の様式

法令案の名称：_____

規制の名称：_____

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：_____

評価実施時期：_____

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる iii～v のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

(該当理由)

・

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②）
iv	他の法令で具体の規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） ・ 具体の規制内容は下位法令に委任しているもの ・ ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
v	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） ・ 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

.

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制新設・拡充の内容>

.

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

.

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

.

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

.

【緩和・廃止】

.

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

.

<行政費用>

.

<その他の負担>

.

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

.

<行政費用>

.

<その他の負担>

.

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

☐その他

(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

.

<関連する会合の名称、開催日>

.

<関連する会合の議事録の公表>

.

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

.

規制の事前評価書（簡素化 C）の様式

法令案の名称：_____

規制の名称：_____

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：_____

評価実施時期：_____

★ 本様式を利用するに当たり、下記要件viを満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

_____vi_____

(該当理由)

・

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vi	規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの（様式2—③） ・ 災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

.

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制新設・拡充の内容>

.

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

.

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

.

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

.

【緩和・廃止】

.

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

.

<行政費用>

.

<その他の負担>

.

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

.

<行政費用>

・
＜その他の負担＞

・

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

☐その他

(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

・

＜関連する会合の名称、開催日＞

・

＜関連する会合の議事録の公表＞

・

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

・

＜上記以外の法令案＞

・

規制の事前評価書（簡素化 D）の様式

法令案の名称： _____
規制の名称： _____
規制の区分： ☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止
担当部局： _____
評価実施時期： _____

★ 本様式を利用するに当たり、下記要件viiを満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)
vii

(該当理由)
.

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vii	何らかの理由により緊急に対応する必要があるもの（様式2—④） ・ 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、事後評価書は通常版を使用する。

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

.

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制新設・拡充の内容>

.

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

.

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

.

2 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

.

規制の事前評価書（簡素化 A）の記載要領

法令案の名称： _____ ※仮称を含む

規制の名称： _____ ※複数ある場合は全て記載

規制の区分： ☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止 ※複数ある場合は全て記載

担当部局： _____ ※複数ある場合は全て記載

評価実施時期： _____

★ 本様式については、利用に当たっての総務省への事前の連絡は不要です。

★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

(該当理由)

- ・ 規制の対象と事業者数は●程度と予測されるところ、遵守費用の種類としては●●●、●●●、●●●が、行政費用の種類としては●●●、●●●、●●●が想定される。当該状況を鑑みると、遵守費用と行政費用の合計が 10 億円以上となることは到底見込めない。また、個々の規制対象者の遵守費用は、それぞれ●円、●円、●円であり、合計しても 1 万円未満と見込まれる。

★ 本様式を利用する場合、事後評価書は、様式 4—①の「規制の事後評価書（簡素化 A）」を利用することとなります。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- における政府方針を踏まえ、●●●事象の解消・未然防止を図るため、●●●事業を行うためには●●●大臣への届出を義務付けるとともに、●●●設備の設置を義務付ける。

※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- を背景に●●●事業の実施者が増加しており、その結果、●●●の課題が深刻化している。
- の課題の原因としては●●●が挙げられ、●●●の課題の解消・予防のためには●●●の措置が必要である。
- しかしながら、現状の●●●に関する制度では●●●の仕組みとなっており、このままでは当該課題を解消・予防することはできない。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 上記課題を解消・予防するために上記措置を行うべく、①●●●事業を届出制とすること、②必要に応じて報告徴収又は立入検査を行うこと、③●●●を抑制するため●●●設備の設置を義務付けることとする。
- これにより、●●●事業の実施者を網羅的に把握できるとともに、一部事業者で●●●等の問題が発生した場合には、他の事業者でも同様の問題が発生していないか即座に点検し、必要な指導・助言・情報提供等が適時に可能となる。また、●●●設備の設置により●●●の抑制が可能となるが、その詳細は3を参照。

※ 複数の新設・拡充がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- からの●●●に関する要望・意見を踏まえ、●●●業の新規参入を促進するため、新規参入の要件となっている●●●施行実績件数を緩和する。

※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- に関しては、現状では●●●な制度・仕組みとなっている。
- 事業については、●●●に関する安全確保の観点から、年間●●●万件以上の●●●の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに当該業務を行おうとする者にとっては、当該要件が参入障壁となっている。
- しかしながら、●●●の技術開発により安全性が向上したため、現行の施行実績要件は過剰な状況となっており、●●●から当該要件の緩和を求める意見・要望が多数寄せられている。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- の技術開発や●●●に関する事故件数実績などを踏まえて、上記要件を年間●●●万件以上に緩和することとする。

※ 複数の緩和・廃止がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

- ※ 定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。
- ※ 用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を記載する。
- ※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

（●●●について）

- の届出等の導入により、一部事業者で●●●の事故等が発生した場合には、同様の事故等が発生する危険性がないか全●事業者に対して即座に点検して事故等を未然に防止等できる。届出制がなかった場合には、そもそもこれら全●事業者の所在等すら把握できず、点検自体ができない。

（●●●について）

- 全●事業者が●●●設備を導入した場合、1事業者当たり●から●の●●●の抑制が図られる。

（●●●について）

- については、●●●の理由から現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、実績値である●●●の数値を●年分把握するなどにより、定量化する。

【緩和・廃止】

（●●●について）

- 施行実績件数の要件を、年間●●●万件以上から●●●万件以上に緩和することにより、●●●業の年間新規参入件数が、●●●件から●●●件に増加すると見込まれる。

3 負担の把握

※ 遵守費用

下記(1)～(3)などの遵守費用について記載。定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。

- (1) 許認可等の申請に要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの申請時間×総対象数は必須）
- (2) 手数料、物品購入、設備投資などに要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの手数料等の幅と総対象数は必須）
- (3) 報告書作成、検査対応などに要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの作成時間・検査時間の幅と総対象数は必須）

※ 行政費用

下記(1)～(4)などの遵守費用について記載。定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。

- (1) 申請の処理に要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの処理時間×総対象数は必須）
- (2) 物品購入、設備投資などに要する費用（当該対応のために新たに予算要求が想定される場合は必須）
- (3) 報告書確認、検査対応などに要する費用（当該対応のために新たに定員要求が想定される場合は必須）
- (4) 緩和・廃止したことに伴う負の影響を監視するためのモニタリング費用（当該対応のために新たに予算要求又は定員要求が想定される場合は必須）

- ※ 用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を記載する。
- ※ 規制の新設・拡充及び緩和・廃止の両方を行う場合は、それぞれについて記載すること
- ※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

<遵守費用>

(●●●●について)

- ・ 全体でおおよそ●件程度の申請が見込まれるところ、1件当たりの申請書記入等に要する時間は●分程度と見込まれるため、全体の所要時間は●時間程度と想定される。これに、時給単価●円を乗じると、全体の費用は●円程度と想定される。

(●●●●について)

- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●円程度と見込まれるため、全体の費用は●円程度と想定される。
- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●円から●円の幅が想定される。

(●●●●について)

- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象数当たりの作成時間・検査時間は●分程度と見込まれ、これに時給単価●円を乗じると、全体の費用は●円程度と想定される。
- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●分から●分の作業時間・検査時間の幅が想定される。

(●●●●について)

- ・ ●●●●については、●●●●の理由から現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、実績値である●●●●の数値を●年分把握するなどにより、定量化する。

<行政費用>

(●●●●について)

・

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

(●●●●について)

- ・ 当該規制導入時には、十分な施行実績を有する者として●●●●事業の年間施行実績が●●●●万件以上の者にのみ●●●●事業を実施する資格を認めることで、●●●●に関する安全確保を図ることとしていた。今般、施行実績件数に係る基準を●●●●の技術開発に伴い緩和することとなるが、第三者的な立場の有識者で構成される●●●●委員会からも、緩和により生じる直接的な支障はないとの意見を得ている。

なお、行政機関において●●●●のモニタリングを行い、緩和による直接的な支障が認められた場合には、●●●●などの対応をとることから、その影響は限定的と考えられる。

<行政費用>

(●●●●について)

- ・ 行政機関において●●●●のモニタリングを行うため、毎年、●●●●に関する調査を民間委託する。当該委託経費は●●●●万円前後と想定している。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考になっている

☐その他

(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

.

＜関連する会合の名称、開催日＞

.

＜関連する会合の議事録の公表＞

※ インターネット上で公表している場合は URL を掲載。なお、審議会等及び懇談会等については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）に基づき、原則として公表することとされている。

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 見直し条項（期限●年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和●年度であり、それまでに事後評価を実施予定。

＜上記以外の法令案＞

- ・ 事前評価書の作成から●年後に事後評価を実施することから、令和●年度までに事後評価を実施予定。

【様式 2—②】

規制の事前評価書（簡素化 B）の記載要領

法令案の名称： _____ ※仮称を含む

規制の名称： _____ ※複数ある場合は全て記載

規制の区分： ☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止 ※複数ある場合は全て記載

担当部局： _____ ※複数ある場合は全て記載

評価実施時期： _____

★ 本様式については、利用に当たっての総務省への事前の連絡は不要です。

★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる iii～v のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)	_____
(該当理由)	.

★ 本様式を利用する場合、事後評価書は、様式 4—②の「規制の事後評価書（簡素化 B）」を利用することとなります。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②）
iv	他の法令で具体の規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） ・ 具体の規制内容は下位法令に委任しているもの ・ ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
v	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） ・ 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。

1 規制の必要性・有効性

※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- における政府方針を踏まえ、●●●事象の解消・未然防止を図るため、●●●事業を行うためには●●●大臣への届出を義務付けるとともに、●●●設備の設置を義務付ける。

※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- を背景に●●●事業の実施者が増加しており、その結果、●●●の課題が深刻化している。
- の課題の原因としては●●●が挙げられ、●●●の課題の解消・予防のためには●●●の措置が必要である。
- しかしながら、現状の●●●に関する制度では●●●の仕組みとなっており、このままでは当該課題を解消・予防することはできない。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 上記課題を解消・予防するために上記措置を行うべく、①●●●事業を届出制とすること、②必要に応じて報告徴収又は立入検査を行うこと、③●●●を抑制するため●●●設備の設置を義務付けることとする。
- これにより、●●●事業の実施者を網羅的に把握できるとともに、一部事業者で●●●等の問題が発生した場合には、他の事業者でも同様の問題が発生していないか即座に点検し、必要な指導・助言・情報提供等が適時に可能となる。また、●●●設備の設置により●●●の抑制が可能となるが、その詳細は3を参照。

※ 複数の新設・拡充がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- からの●●●に関する要望・意見を踏まえ、●●●業の新規参入を促進するため、新規参入の要件となっている●●●施行実績件数を緩和する。

※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- に関しては、現状では●●●な制度・仕組みとなっている。
- 事業については、●●●に関する安全確保の観点から、年間●●●万件以上の●●●の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに当該業務を行おうとする者にとっては、当該要件が参入障壁となっている。
- しかしながら、●●●の技術開発により安全性が向上したため、現行の施行実績要件は過剰な状況となっており、●●●から当該要件の緩和を求める意見・要望が多数寄せられている。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- の技術開発や●●●に関する事故件数実績などを踏まえて、上記要件を年間●●●万件以上に緩和することとする。

※ 複数の緩和・廃止がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

- ※ 定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。
- ※ 用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を記載する。
- ※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

（●●●について）

- の届出等の導入により、一部事業者で●●●の事故等が発生した場合には、同様の事故等が発生する危険性がないか全●事業者に対して即座に点検して事故等を未然に防止等できる。届出制がなかった場合には、そもそもこれら全●事業者の所在等すら把握できず、点検自体ができない。

（●●●について）

- 全●事業者が●●●設備を導入した場合、1事業者当たり●から●の●●●の抑制が図られる。

（●●●について）

- については、●●●の理由から現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、実績値である●●●の数値を●年分把握するなどにより、定量化する。

【緩和・廃止】

（●●●について）

- 施行実績件数の要件を、年間●●●万件以上から●●●万件以上に緩和することにより、●●●業の年間新規参入件数が、●●●件から●●●件に増加すると見込まれる。

3 負担の把握

※ 遵守費用

下記(1)～(3)などの遵守費用について記載。定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。

- (1) 許認可等の申請に要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの申請時間×総対象数は必須）
- (2) 手数料、物品購入、設備投資などに要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの手数料等の幅と総対象数は必須）
- (3) 報告書作成、検査対応などに要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの作成時間・検査時間の幅と総対象数は必須）

※ 行政費用

下記(1)～(4)などの遵守費用について記載。定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。

- (1) 申請の処理に要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの処理時間×総対象数は必須）
- (2) 物品購入、設備投資などに要する費用（当該対応のために新たに予算要求が想定される場合は必須）
- (3) 報告書確認、検査対応などに要する費用（当該対応のために新たに定員要求が想定される場合は必須）
- (4) 緩和・廃止したことに伴う負の影響を監視するためのモニタリング費用（当該対応のために新たに予算要求又は定員要求が想定される場合は必須）

- ※ 用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を記載する。
- ※ 規制の新設・拡充及び緩和・廃止の両方を行う場合は、それぞれについて記載すること
- ※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

<遵守費用>

(●●●●について)

- ・ 全体でおおよそ●件程度の申請が見込まれるところ、1件当たりの申請書記入等に要する時間は●分程度と見込まれるため、全体の所要時間は●時間程度と想定される。これに、時給単価●円を乗じると、全体の費用は●円程度と想定される。

(●●●●について)

- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●円程度と見込まれるため、全体の費用は●円程度と想定される。
- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●円から●円の幅が想定される。

(●●●●について)

- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象数当たりの作成時間・検査時間は●分程度と見込まれ、これに時給単価●円を乗じると、全体の費用は●円程度と想定される。
- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●分から●分の作業時間・検査時間の幅が想定される。

(●●●●について)

- ・ ●●●●については、●●●●の理由から現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、実績値である●●●●の数値を●年分把握するなどにより、定量化する。

<行政費用>

(●●●●について)

・

<その他の負担>

(●●●●について)

- ・ ●●●●を対象に●●●●に関し実施されたアンケート調査によると、約●%が「本規制が導入された場合、●●●●施設を閉鎖せざるを得ない」と回答していることから、本規制に伴う●●●●施設の閉鎖が想定される。ただし、本規制の対象施設は、●●●●補助金の対象となる等、支援策がとられることから、その影響は限定的と考えられる。

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

(●●●●について)

- ・ 当該規制導入時には、十分な施行実績を有する者として●●●●事業の年間施行実績が●●●●万件以上の者にのみ●●●●事業を実施する資格を認めることで、●●●●に関する安全確保を図ることとしていた。今般、施行実績件数に係る基準を●●●●の技術開発に伴い緩和することとなるが、第三者的な立場の有識者で構成される●●●●委員会からも、緩和により生じる直接的な支障はないとの意見をj得ている。

なお、行政機関において●●●のモニタリングを行い、緩和による直接的な支障が認められた場合には、●●●などの対応をとることから、その影響は限定的と考えられる。

<行政費用>

(●●●について)

- ・ 行政機関において●●●のモニタリングを行うため、毎年、●●●に関する調査を民間委託する。当該委託経費は●●●万円前後と想定している。

<その他の負担>

(●●●について)

- ・ ●●●を対象に●●●に関し実施されたアンケート調査によると、約●%が「新規参入事業者が増加することで過当競争による収支悪化・サービス劣化が懸念される」と回答している。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考になっている
- ☐その他
(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・

<関連する会合の名称、開催日>

・

<関連する会合の議事録の公表>

※ インターネット上で公表している場合は URL を掲載。なお、審議会等及び懇談会等については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成 11 年 4 月 27 日閣議決定)に基づき、原則として公表することとされている。

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 見直し条項（期限●年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和●年度であり、それまでに事後評価を実施予定。

＜上記以外の法令案＞

- ・ 事前評価書の作成から●年後に事後評価を実施することから、令和●年度までに事後評価を実施予定。

【様式 2—③】

規制の事前評価書（簡素化 C）の記載要領

法令案の名称： _____ ※仮称を含む
 規制の名称： _____ ※複数ある場合は全て記載
 規制の区分： ☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止 ※複数ある場合は全て記載
 担当部局： _____ ※複数ある場合は全て記載
 評価実施時期： _____

★ 本様式を利用する場合には、事前に総務省に御連絡願います。当省にて利用の可否を確認して御連絡いたします（御連絡いただいた翌日までに回答することを原則としますが、他の業務との関係で遅れる場合もあります。）。

★ 本様式を利用するに当たり、下記要件 vi を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)	vi
(該当理由)	

★ 本様式を利用する場合、事後評価書は、様式 4—③の「規制の事後評価書（簡素化 C）」を利用することとなります。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vi	規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの（様式2—③） ・ 災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの

1 規制の必要性・有効性

※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- における政府方針を踏まえ、●●●事象の解消・未然防止を図るため、●●●事業を行うためには●●●大臣への届出を義務付けるとともに、●●●設備の設置を義務付ける。

※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- を背景に●●●事業の実施者が増加しており、その結果、●●●の課題が深刻化している。
- の課題の原因としては●●●が挙げられ、●●●の課題の解消・予防のためには●●●の措置が必要である。
- しかしながら、現状の●●●に関する制度では●●●の仕組みとなっており、このままでは当該課題を解消・予防することはできない。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 上記課題を解消・予防するために上記措置を行うべく、①●●●事業を届出制とすること、②必要に応じて報告徴収又は立入検査を行うこと、③●●●を抑制するため●●●設備の設置を義務付けることとする。
- これにより、●●●事業の実施者を網羅的に把握できるとともに、一部事業者で●●●等の問題が発生した場合には、他の事業者でも同様の問題が発生していないか即座に点検し、必要な指導・助言・情報提供等が適時に可能となる。また、●●●設備の設置により●●●の抑制が可能となるが、その詳細は3を参照。

※ 複数の新設・拡充がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- からの●●●に関する要望・意見を踏まえ、●●●業の新規参入を促進するため、新規参入の要件となっている●●●施行実績件数を緩和する。

※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- に関しては、現状では●●●な制度・仕組みとなっている。
- 事業については、●●●に関する安全確保の観点から、年間●●●万件以上の●●●の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに当該業務を行おうとする者にとっては、当該要件が参入障壁となっている。
- しかしながら、●●●の技術開発により安全性が向上したため、現行の施行実績要件は過剰な状況となっており、●●●から当該要件の緩和を求める意見・要望が多数寄せられている。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- の技術開発や●●●に関する事故件数実績などを踏まえて、上記要件を年間●●●万件以上に緩和することとする。

※ 複数の緩和・廃止がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

- ※ 定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。
- ※ 用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を記載する。
- ※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

（●●●●について）

- の届出等の導入により、一部事業者で●●●●の事故等が発生した場合には、同様の事故等が発生する危険性がないか全●●●●事業者に対して即座に点検して事故等を未然に防止等できる。届出制がなかった場合には、そもそもこれら全●●●●事業者の所在等すら把握できず、点検自体ができない。

（●●●●について）

- 全●●●●事業者が●●●●設備を導入した場合、1事業者当たり●から●の●●●●の抑制が図られる。

（●●●●について）

- については、●●●●の理由から現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、実績値である●●●●の数値を●年分把握するなどにより、定量化する。

【緩和・廃止】

（●●●●について）

- 施行実績件数の要件を、年間●●●●万件以上から●●●●万件以上に緩和することにより、●●●●業の年間新規参入件数が、●●●●件から●●●●件に増加すると見込まれる。

3 負担の把握

※ 遵守費用

下記(1)～(3)などの遵守費用について記載。定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。

- (1) 許認可等の申請に要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの申請時間×総対象数は必須）
- (2) 手数料、物品購入、設備投資などに要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの手数料等の幅と総対象数は必須）
- (3) 報告書作成、検査対応などに要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの作成時間・検査時間の幅と総対象数は必須）

※ 行政費用

下記(1)～(4)などの遵守費用について記載。定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。

- (1) 申請の処理に要する費用（少なくとも、想定される1対象当たりの処理時間×総対象数は必須）
- (2) 物品購入、設備投資などに要する費用（当該対応のために新たに予算要求が想定される場合は必須）
- (3) 報告書確認、検査対応などに要する費用（当該対応のために新たに定員要求が想定される場合は必須）
- (4) 緩和・廃止したことに伴う負の影響を監視するためのモニタリング費用（当該対応のために新たに予算要求又は定員要求が想定される場合は必須）

- ※ 用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を記載する。
- ※ 規制の新設・拡充及び緩和・廃止の両方を行う場合は、それぞれについて記載すること
- ※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

（●●●●について）

- ・ 全体でおおよそ●件程度の申請が見込まれるところ、1件当たりの申請書記入等に要する時間は●分程度と見込まれるため、全体の所要時間は●時間程度と想定される。これに、時給単価●円を乗じると、全体の費用は●円程度と想定される。

（●●●●について）

- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●円程度と見込まれるため、全体の費用は●円程度と想定される。
- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●円から●円の幅が想定される。

（●●●●について）

- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象数当たりの作成時間・検査時間は●分程度と見込まれ、これに時給単価●円を乗じると、全体の費用は●円程度と想定される。
- ・ ●●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●分から●分の作業時間・検査時間の幅が想定される。

（●●●●について）

- ・ ●●●●については、●●●●の理由から現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、実績値である●●●●の数値を●年分把握するなどにより、定量化する。

＜行政費用＞

（●●●●について）

- ・

＜その他の負担＞

（●●●●について）

- ・ ●●●●を対象に●●●●に関し実施されたアンケート調査によると、約●%が「本規制が導入された場合、●●●●施設を閉鎖せざるを得ない」と回答していることから、本規制に伴う●●●●施設の閉鎖が想定される。ただし、本規制の対象施設は、●●●●補助金の対象となる等、支援策がとられることから、その影響は限定的と考えられる。

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

（●●●●について）

- ・ 当該規制導入時には、十分な施行実績を有する者として●●●●事業の年間施行実績が●●●●万件以上の者にのみ●●●●事業を実施する資格を認めることで、●●●●に関する安全確保を図ることとしていた。今般、施行実績件数に係る基準を●●●●の技術開発に伴い緩和することとなるが、第三者的な立場の有識者で構成される●●●●委員会からも、緩和により生じる直接的な支障はないとの意見を得ている。

なお、行政機関において●●●●のモニタリングを行い、緩和による直接的な支障が認められた場合には、

●●●などの対応をとることから、その影響は限定的と考えられる。

<行政費用>

(●●●について)

- ・ 行政機関において●●●のモニタリングを行うため、毎年、●●●に関する調査を民間委託する。当該委託経費は●●●万円前後と想定している。

<その他の負担>

(●●●について)

- ・ ●●●を対象に●●●に関し実施されたアンケート調査によると、約●%が「新規参入事業者が増加することで過当競争による収支悪化・サービス劣化が懸念される」と回答している。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考になっている
- ☐その他
(具体の理由：)

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・

<関連する会合の名称、開催日>

・

<関連する会合の議事録の公表>

※ インターネット上で公表している場合は URL を掲載。なお、審議会等及び懇談会等については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成 11 年 4 月 27 日閣議決定)に基づき、原則として公表することとされている。

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・ 見直し条項(期限●年)を踏まえた事後評価の実施時期は令和●年度であり、それまでに事後評価を実施予定。

<上記以外の法令案>

- ・ 事前評価書の作成から●年後に事後評価を実施することから、令和●年度までに事後評価を実施予定。

規制の事前評価書（簡素化 D）の記載要領

法令案の名称：_____※仮称を含む

規制の名称：_____※複数ある場合は全て記載

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止※複数ある場合は全て記載

担当部局：_____※複数ある場合は全て記載

評価実施時期：_____

- ★ 本様式については、利用に当たっての総務省への事前の連絡は不要です。
- ★ 本様式を利用するに当たり、下記要件viiを満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)
_____vii_____

(該当理由)
.

- ★ 本様式を利用する場合、事後評価書は、通常版の「規制の事後評価書」を利用することとなります。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vii	何らかの理由により緊急に対応する必要があるもの（様式2—④） ・ 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、事後評価書は通常版を使用する。

1 規制の必要性・有効性

※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- における政府方針を踏まえ、●●●事象の解消・未然防止を図るため、●●●事業を行うためには●●●大臣への届出を義務付けるとともに、●●●設備の設置を義務付ける。

※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- を背景に●●●事業の実施者が増加しており、その結果、●●●の課題が深刻化している。
- の課題の原因としては●●●が挙げられ、●●●の課題の解消・予防のためには●●●の措置が必要である。
- しかしながら、現状の●●●に関する制度では●●●の仕組みとなっており、このままでは当該課題を解消・予防することはできない。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 上記課題を解消・予防するために上記措置を行うべく、①●●●事業を届出制とすること、②必要に応じて報告徴収又は立入検査を行うこと、③●●●を抑制するため●●●設備の設置を義務付けることとする。
- これにより、●●●事業の実施者を網羅的に把握できるとともに、一部事業者で●●●等の問題が発生した場合には、他の事業者でも同様の問題が発生していないか即座に点検し、必要な指導・助言・情報提供等が適時に可能となる。また、●●●設備の設置により●●●の抑制が可能となるが、その詳細は3を参照。

※ 複数の新設・拡充がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- からの●●●に関する要望・意見を踏まえ、●●●業の新規参入を促進するため、新規参入の要件となっている●●●施行実績件数を緩和する。

※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- に関しては、現状では●●●な制度・仕組みとなっている。
- 事業については、●●●に関する安全確保の観点から、年間●●●万件以上の●●●の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに当該業務を行おうとする者にとっては、当該要件が参入障壁となっている。
- しかしながら、●●●の技術開発により安全性が向上したため、現行の施行実績要件は過剰な状況となっており、●●●から当該要件の緩和を求める意見・要望が多数寄せられている。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- の技術開発や●●●に関する事故件数実績などを踏まえて、上記要件を年間●●●万件以上に緩和することとする。

※ 複数の緩和・廃止がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

2 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 見直し条項（期限●年）を踏まえた事後評価の実施時期は令和●年度であり、それまでに事後評価を実施予定。

＜上記以外の法令案＞

- ・ 事前評価書の作成から●年後に事後評価を実施することから、令和●年度までに事後評価を実施予定。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目	
②: 上記以外の税目			
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》
			《要望の内容》
			《関係条項》
5	担当部局		
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 分析対象期間:
7	創設年度及び改正経緯		
8	適用又は延長期間		
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 《政策目的の根拠》
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
10	有効性等	①: 適用数	

		② 適用額	
		③ 減収額	
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		⑤ 税収減を是認する理由等	
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

<記載要領>

I 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

租税特別措置等について、新設、拡充又は延長の要望を行う際の事前評価を行う場合は、本様式により事前評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 2 ① 「政策評価の対象税目」には、以下の内容を記載する。
 - ・ 政策評価の対象とした税目ごとに、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号に定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別
 - ・ 当該租税特別措置等の要望について、財務省主税局に提出する税制改正要望事項一覧及び総務省自治税務局に提出する地方税制改正要望事項総括表の要望番号
なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。
- 2 ② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。
- 3 「要望区分等の別」には、租税特別措置等の新設、拡充及び延長の別並びに単独、主管及び共管の別を記載する。
- 4 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「現行制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の現行の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
 - ・ 「要望の内容」には、当該租税特別措置等に係る要望の内容を簡潔に記載する（例：適用期限を○年間延長し、令和○年○月○日までとする。）。)
 - ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、地方税法（昭和25年法律第226号）等の条項を記載する。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
- 5 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：○○省○○局○○課）。
- 6 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
- 7 「創設年度及び改正経緯」には、拡充又は延長を要望する当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。
なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。
- 8 「適用又は延長期間」には、当該租税特別措置等の適用期間又は延長期間を記載する。
- 9 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
 - ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 9② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。
- 当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 9③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。
- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。なお、これらは、要望する当該租税特別措置等の適用期間の最終年度までに達成すべきものを記載する（恒久措置を要望する場合には事後評価の実施が見込まれる3年から5年後に達成すべきものを記載する。）。
 - ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記9①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。
- 10① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。
- 算定根拠については、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報公表ガイドライン」という。）にのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。
- 10② 「適用額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。
- 算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。
- また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。
- 10③ 「減収額」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績及び将来の推計）を年度ごとに記載する。
- 租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

10④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。
 - * 前記9①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、政策評価の対象とした租税特別措置等によってどのように達成されるか（されたか）について、可能な限り定量的に記載する。
 - * 前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記9③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。
 - * 拡充又は延長を要望しようとする場合、所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記9③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））の達成状況を可能な限り定量的に記載する。

また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

- ・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。

その際、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合の効果は推計によることとなり、拡充又は延長を要望しようとする場合には、推計に加え、過去の実績を把握することとなる。

租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても具体的に記載する。

10⑤ 「税收減を是認する理由等」には、上記10①から10④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、政策評価の対象とした租税特別措置等による税收減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。

その際、上記10④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。

11① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採用することが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

11② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

11③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

12 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

- 13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、前回の事前評価又は事後評価を実施した時期を記載する。

また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

なお、新設要望の場合には、「－」を記載する。

総合評価の実施計画の様式

【着手予定のものの場合】

テーマ及び概要	実施期間
テーマの名称を記載する。 【概要】 当該テーマの背景や問題意識など、テーマの概要を記載する。 【関連する「政策の目標」】 当該テーマが関連する「政策の目標」を記載する。	総合評価の実施予定期間を記載する。

【公表予定のものの場合】

テーマ名及び概要	実施期間
テーマの名称を記載する。 【概要】 当該テーマの背景や問題意識など、テーマの概要を記載する。 【関連する「政策の目標」】 当該テーマが関連する「政策の目標」を記載する。	総合評価を開始した年度及び評価結果の公表予定を記載する。

規制に係る政策の事後評価の実施計画の様式

1. 評価方法

2. 評価対象

規制の名称等		①評価の実施時期
		②事後評価の方法
〇〇〇		①〇年度 ②〇〇方式
(条項) 〇〇法第〇条		

租税特別措置等に係る政策の事後評価の実施計画の様式

1. 評価方法

2. 評価対象

租税特別措置等の名称等		①創設年度
		②適用期限
〇〇〇（〇〇税）		①〇年度 ②〇年〇月〇日
（条項）租税特別措置法第〇条		

事前分析表兼実績評価書（総合目標）の様式

（財務省 ○総○）

○ 総合目標○ :

総合目標の内容及び
目標設定の考え方

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

関連する内閣の基本方針

総合目標○についての評価結果

総合目標についての評定

評定の理由

政策の分析

（必要性・有効性・効率性等）

テーマ	
取組内容	

定量的な測定指標						
	年度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	目標値					
	実績値					
(目標値の設定の根拠)						

目標の達成度	
目標の達成度の判定理由	

定性的な測定指標	
	(目標の内容)
	(目標の設定の根拠)

目標の達成度	
実績及び目標の達成度の判定理由	

テーマについての評価	
評価の理由	

今回廃止した測定指標とその理由	
参考指標	

総〇－１に係る参考情報

参考指標１：

	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度

(出所)
 (注)
 (参考)

参考指標２：

評価結果の反映	
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	

総合目標に係る予算額等		令和○年度	○年度	○年度	○年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算					
	補正予算					
	繰越等					
	合計					
執行額						
(概要)						

担当部局名		政策評価実施時期	
-------	--	----------	--

- ・事前分析表作成時点では、水色の項目（グレー網掛け箇所を除く）のみを記載。
- ・評価書作成時点に、若草色の項目及び事前分析表作成時点でグレー網掛け箇所であった項目を記載（必要があれば、事前分析表作成時点で記載した内容を更新）。

別紙 17

事前分析表兼実績評価書（総合目標）の記載要領

（財務省 ○総○）

○ 総合目標○：・・・・・・
（・・・・）

目標番号及び目標を記載する。

政策評価の実施要領第1章1．(2)①に基づき、その政策（「財政」等）について「省として当面取り組んでいる大きなテーマ」を国民に示すものと位置付けに鑑み、内閣の基本的な方針を踏まえ、中期かつ大局的な視点で財務省として取り組む大きなテーマを記載する。

また、国民に分かりやすいものとなるよう訴求力のあるキーワードを盛り込むよう努める。

年度及び総合目標の目標番号を記載する。

計画期間内に目標を変更した場合には、変更時期を記載する。

（令和○年○月一部変更）

総合目標の内容及び目標設定の考え方

その総合目標を設定した意図、理由を明確かつ簡潔に記載する。記載に当たっては、次の点に留意する。

- （1）いつまでに、何について、どのようなことを実現するのかという観点からの記載に努める。下記の「関連する内閣の基本方針」と財務省の取組の関係について代表的なものを説明し、当該方針において目標年限及び目標値が設定されている場合には、当該方針を踏まえた目標及び取組内容を記載する。
- （2）東日本大震災等への対応に係る取組で計画期間内に実施予定のものについては、必ず記載する（当該取組内容は、実施計画に別紙として財務省全体分を取りまとめて掲載する）。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」

総○-1：・・・

総○-2：・・・

総○-3：・・・

テーマの整理番号及び見出しを記載する。「○○により△△を目指す」、「○○のため□□を維持する」等、総合目標を達成するための取組が分かる記載とする。

テーマごとに、測定指標を一つ以上設定する。なお、設定した測定指標のうちテーマごとに一つ以上を「主要なもの」とし、[主要]と付記する。

記載に当たっては、次の点に留意する。

- ① 測定指標は可能な限り定量的測定指標の設定に努めることとするが、それが困難な場合は定性的測定指標を設定する（両方を設定してもよい。）。
- ② 関連する内閣の基本的な方針で目標年限及び目標値が設定されている場合には、定量的測定指標として設定する。

直近の実績値が未集計の場合は「N. A.」とした上で、確定時期と公表方法について注記する。

事前分析表作成時点ではグレー網掛けとし、評価書作成時点で実績値を記載する。

定量的な測定指標

[主要] 総〇-1-A-1 : … (単位 : …)	年度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	目標値	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
	実績値	〇〇	〇〇	〇〇	N. A.	

(注) 令和〇年度の実績値は、令和〇年〇月に確定し、令和〇年度の実績評価書に記載します。

(出所) 「〇〇統計月報」(令和〇年〇月 〇〇局〇〇課 (<https://. . .>))

(目標値の設定の根拠)

.....

指標を設定した意図や理由及び目標値の設定根拠を具体的に記載する。

表の理解に説明を要する場合は注記する。また、測定指標に用いられる統計・データの出所を脚注に明示する。財務省ウェブサイトに掲載されているものについては、URLを付記する。(フォントサイズ 9pt)

目標の達成度

評価マニュアルに従い、達成度の判定を行い、「○」「×」等と記載する。

目標の達成度の判定理由

.....

具体的な取組の内容及び目標の達成度の判定理由を必要に応じて記載する。財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。

定性的な測定指標

[主要] 総〇-1-B-1 : …

(目標の内容)

.....

総合目標の定性的な測定指標は全て「主要なもの」とし、[主要]と付記する。

定性的な目標を記載する。目標設定の際は、可能な限り目標達成度合いを判定する基準をあらかじめ具体的に明示する。

(目標の設定の根拠)

.....

指標を設定した意図や理由を具体的に記載する。

目標の達成度	評価マニュアルに従い、達成度の判定を行い、「○」「×」等と記載する。
実績及び目標の達成度の判定理由	 定性的な目標の進捗状況及びその具体的な取組の内容を、可能な限り数値的説明を用いて記載した上で、目標達成度の判定理由を記載する。テーマの実施状況を説明するため参考指標の数値を引用した場合などは（参考指標○参照）と明示する。財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。

定性的な測定指標	
[主要] 総○-1-B-2 : ... [新] (目標の内容) (目標の設定の根拠) 	新たに設定された測定指標の場合には、当該指標の末尾に[新]と付記する。

目標の達成度	
実績及び目標の達成度の判定理由	

テーマについての評価	実施計画に記載した「テーマ」単位で、当該テーマの達成状況を「5段階区分」の評語で記載する。
評価の理由	 評価対象年度における当該テーマの進捗状況を簡潔に記載した上で、評価基準に従って評価を行ったことを下記のように記載する。 「以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該テーマの評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。」

今回廃止した測定指標とその理由	(旧) 測定指標総○-1-B-2 : (理由) 測定指標を廃止した場合には、指標名と廃止理由を記載する。 (廃止指標がない場合は、「該当なし」と記載する。)
参考指標	○参考指標 1 「.....」 ○参考指標 2 「.....」

総〇ー１に係る参考情報

フォント：MSゴシック 11pt 行間 1 行

.....

テーマに係る参考情報があれば記載する。

フォント：MS明朝 10.5pt 行間隔「固定値」行間 1 行

参考指標 1 :

	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
〇〇件数	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇額	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(出所)

(注)

(参考)

参考指標の番号と名称は「参考指標」の欄の記載に合わせる。

財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。

【見出し】

フォント：MSゴシック 11pt 行間 1 行

【出所・注・参考】

フォント：MS 明朝 9pt 行間隔「固定値」12pt

参考指標 2 :
.....

評価結果の反映

総合目標の見直しや今後の方向性などについて、PDCAサイクルを意識しつつ、以下の観点から記載することに留意。

- ・ 具体的な改善案の提示
- ・ 提示した改善策を今後の企画立案に反映させる取組の実施

財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見

政策評価懇談会における外部有識者からの意見を記載する。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

評価に当たって使用した資料名を記載する（指標の出典等）。

前年度の政策評価結果の政策への反映状況

（１）政策評価法第11条に基づき記載するものであり、前年度の政策評価書の「評価結果の反映」欄に記載した内容が、当該年度の政策等へどのように反映されたかを具体的に記載する。

（２）「令和〇年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（政策評価法第 19 条に基づく国会報告）の個表「政策評価結果の政策への反映状況調べ」に記載した内容と整合をとること。

評価対象年度の
前々年度から4か
年度分の予算額等
を記載する。
なお、総合目標に
係る予算額等がない
場合には、「上記
の総合目標に関連
する予算額等はない
と記載する。」と記載
する。

評価対象年度の予算額等を記載
する。
事前分析表作成時点では、当初
予算の欄に、評価対象年度の当初
予算書（組織別事項別内訳）に記載
されている「令和○年度要求額」を
記載する。
評価書作成時点では、補正予算
の欄に、補正予算書（組織別事項別
内訳）に記載されている「差引額」
（補正要求）を記載する。

評価対象年度の翌年度の予算額
（当初予算、補正予算）を記載する。
事前分析表作成時点ではグレー
網掛けとし、評価書作成時点で当初
予算及び補正予算の欄に、評価対象
年度の翌年度の当初予算書（組織別
事項別内訳）に記載されている「令
和○年度要求額」及び補正予算書
（組織別事項別内訳）に記載されて
いる「差引額」（補正要求）をそれ
ぞれ記載する。

総合目標に係る予算額等		令和○年度	○年度	○年度	○年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	○○○千円	○○○千円	○○○千円		
	(項) ○○○費	○○○千円	○○○千円	○○○千円		
	(事項) ○○○費	○○○千円	○○○千円	○○○千円		
	内 ○○○費用	○○○千円	○○○千円	○○○千円		
	(項) ○○○費	○○○千円	○○○千円	○○○千円		
	(事項) ○○○費	○○○千円 (注2)	○○○千円 (注2)	○○○千円 (注2)		行政事業レビ ューの対象外
	補正予算	○○○千円	—			
	繰越等	○○○千円		N. A.		
	合 計	○○○千円		N. A.		
	執行額	○○○千円		N. A.		

(概要)

.....に係る経費等です。

(注1) 令和○年度「繰越等」、「執行額」等については、令和○年11月頃に確定するため、令和○年度実績評価書に掲載予定。

(注2)

総合目標に係る予算（財務本
省共通費のみの総合目標を除
く。）に関する情報を記載する。
当該年度予算額が前年度に
比べ大幅に増減している場合
は、その理由を記載する。

予備費を使用している場合は、上記には含めず、注記に明示する。
また、一般会計と特別会計間の繰入れを計上している場合は、その旨
を注記に明示する。
評価対象年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」については、「(注)
令和○年度「繰越等」、「執行額」等については、令和×年11月頃に
確定するため、令和×年度実績評価書に掲載予定。」と注記する。

担当部局名	○○局（○○課）	政策評価実施時期	令和○年6月（予定）
-------	----------	----------	------------

実施要領参考2（「政策の目標」ごとの政
策所管課等及び各局課評価担当組織）に記
載されている政策所管課等を記載する。

事前分析表作成時点では、政策評価実施予定時期を記
載し、末尾に「(予定)」と記載する。
評価書作成時点では、実際に政策評価を実施した時期
を記載する。

事前分析表兼実績評価書（政策目標）の様式

（財務省 ○政○ー○）

○ 政策目標○ー○：

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

関連する内閣の基本方針

政策目標○ー○についての評価結果

政策目標についての評定

評定の理由

政策の分析

（必要性・有効性・効率性等）

（令和○年度行政事業レビューとの関係）

施策	
取組内容	

定量的な測定指標						
	年度	令和○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
	目標値					
	実績値					
(目標値の設定の根拠)						

目標の達成度	
目標の達成度の判定理由	

定性的な測定指標	
	(目標の内容)
	(目標の設定の根拠)

目標の達成度	
実績及び目標の達成度の判定理由	

施策についての評価	
評価の理由	

今回廃止した測定指標とその理由	
参考指標	

政〇－〇－１に係る参考情報

参考指標 1 :

	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度

(出所)

(注)

(参考)

参考指標 2 :

評価結果の反映	
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	

政策目標に係る予算額等		令和○年度	○年度	○年度	○年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算					
	補正予算					
	繰越等					
	合計					
執行額						
(概要)						

担当部局名		政策評価実施時期	
-------	--	----------	--

- ・事前分析表作成時点では、水色の項目（グレー網掛け箇所を除く）のみを記載。
- ・評価書作成時点に、若草色の項目及び事前分析表作成時点でグレー網掛け箇所であった項目を記載（必要があれば、事前分析表作成時点で記載した内容を更新）。

別紙 19

事前分析表兼実績評価書（政策目標）の記載要領

（財務省 ○政○-○）

○ 政策目標○-○：・・・・・・・・

目標番号及び目標
を記載する。

政策評価の実施要領第1章1.(2)②に基づき、財務省設置法上の任務など、その政策分野ごとの個別具体的な政策を目標として記載する。中期の目標である総合目標との区別のため、目標の表現が、総合目標における表現と重複しないよう留意する。

年度及び政策目標の
目標番号を記載する。

計画期間内に目標を
変更した場合には、変
更時期を記載する。

（令和○年○月一部変更）

政策目標の内容及び 目標設定の考え方

その政策目標を設定した意図、理由を明確かつ簡潔に記載する。記載に当たっては、次の点に留意する。

- (1) いつまでに、何について、どのようなことを実現するのかという観点からの記載に努める。下記の「関連する内閣の基本方針」がある場合には、当該方針と財務省の取組の関係について代表的なものを説明し、当該方針において目標年限及び目標値が設定されている場合には、当該方針を踏まえた目標及び取組内容を記載する。
- (2) 中期の大きな目標である総合目標との区別を明確にするため、取組の記述の表現が重複しないように努める。
- (3) 東日本大震災等への対応に係る取組で計画期間内に実施予定のものについては、必ず記載する（当該取組内容は、実施計画に別紙として財務省全体分を取りまとめて掲載する）。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政○-○-1：・・・・

政○-○-2：・・・・

政○-○-3：・・・・

施策番号及び施策名を記載する。なお、評価時には、ここで記載した施策のほか、評価対象年度に発生したものを追加することができるが、想定できるものは可能な限り記載する。

関連する内閣の基本方針	○「第○回国会 総理大臣施政方針演説」（令和○年○月○日） ○「第○回国会 財務大臣財政演説」（令和○年○月○日） ○「経済財政運営と改革の基本方針」（令和○年○月○日閣議決定） その政策目標に関連する所信表明演説、施政方針演説、財政演説及び重要な閣議決定などについて、その名称等を記載する。 （関連する内閣の基本方針がない場合は、「該当なし」と記載する） なお、事前分析表作成時は、原則として計画期間前の直近１年間の主なものを記載し、計画期間中に新たに実施・策定等されたものは、評価書作成時に追加するものとする。
---------------------------	---

政策目標○－○についての評価結果	
政策目標についての評定	評価マニュアルに従い、評定を行い、「A 相当程度進展あり」等と記載する。
評定の理由	 目標全体についての進捗の概略について記載した上で、評定基準に従って評定を行ったことを下記のように記載する。 「施策○－○－１の評定は「a 相当程度進展あり」、施策○－○－２の評定は「a 相当程度進展あり」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。」
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 達成状況及びその理由を踏まえ、当該政策目標について、 ①必要性：法的根拠や政府全体の方針、社会的な要請等から、その政策を実施することが妥当であったか。 ②有効性：施策における取組が、政策目標の達成について、所期の効果を上げているか。 ③効率性：施策の実施に要した費用は妥当な範囲だったか。 等の観点から分析する。 （令和○年度行政事業レビューとの関係） ・ ○○○○（事業名を記載）（予算事業ＩＤ：○○） 外部有識者及び行政事業レビュー推進チームの所見、当該所見に対する対応について記載する。 各目標に関連する行政事業レビュー対象事業について、事業名及び当該事業の予算事業ＩＤを記載する。

施策	政〇-〇-1 : . . .
取組内容	
	各施策の取組内容について、施策が目的の達成や課題の解決のためにどのような効果を発揮することを想定しているかという観点を踏まえ、その概要を明確かつ簡潔に記載する。 東日本大震災等への対応に係る取組で計画期間内に実施予定のものについては、必ず記載する（当該取組内容は、実施計画に別紙として財務省全体分を取りまとめて掲載する）。

施策ごとに、測定指標を一つ以上設定する。なお、設定した測定指標のうち施策ごとに一つ以上を「主要なもの」とし、[主要]と付記する。

記載に当たっては、次の点に留意する。

①測定指標は可能な限り定量的測定指標の設定に努めることとするが、それが困難な場合は定性的測定指標を設定する（両方を設定してもよい。）。

②関連する内閣の基本的な方針で目標年限及び目標値が設定されている場合には、定量的測定指標として設定する。

③目標値については適切な値となっているか毎年度見直し、過去2～3年にわたり実績値が目標値を上回っている測定指標については、目標値の引き上げや、役割を終えた測定指標の廃止、新たな測定指標を設定する等の検討を行う。

定量的な測定指標						
[主要] 政〇-〇-1-A-1 : . . . （単位 : . . .）	年度	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	目標値	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇
	実績値	〇〇	〇〇	〇〇	N. A.	

（注）令和〇年度の実績値は、令和〇年〇月に確定し、令和〇年度の実績評価書に記載します。

（出所）「〇〇統計月報」（令和〇年〇月 〇〇局〇〇課（<https://. . .>）

（目標値の設定の根拠）

.

指標を設定した意図や理由及び目標値の設定根拠を具体的に記載する。

表の理解に説明を要する場合は注記する。また、測定指標に用いられる統計・データの出所を脚注に明示する。財務省ウェブサイトに掲載されているものについては、URLを付記する。（フォントサイズ 9pt）

目標の達成度	評価マニュアルに従い、達成度の判定を行い、「○」や「×」等と記載する。
目標の達成度の判定理由	 具体的な取組の内容及び目標の達成度の判定理由を必要に応じて記載する。 財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。

定量的な測定指標						
[主要] 政○-○-1-A-2: ... [新] (単位: ...)	年度	令和○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
	目標値	○○	○○	○○	○○	○○
	実績値	○○	○○	○○	○○	○○
(注) △△に対する□□の割合。当該年を含む過去5年間の平均値。 (出所) ○○局○○課調 (目標値の設定の根拠) 新たに測定指標を設定した場合には、当該指標の末尾に[新]と付記する。						

目標の達成度	
目標の達成度の判定理由	

定性的な測定指標	
政○-○-1-B-1: ... (目標の内容) 	定性的な目標を記載する。目標設定の際は、可能な限り目標達成度合いを判定する基準をあらかじめ具体的に明示する。
(目標の設定の根拠) 	目標を設定した意図や理由を具体的に記載する。

目標の達成度	評価マニュアルに従い、達成度の判定を行い、「○」「×」等と記載する。
実績及び 目標の達成度の 判定理由	 定性的な目標の進捗状況及びその具体的な取組の内容を、可能な限り数値的説明を用いて記載した上で、目標達成度の判定理由を記載する。施策の実施状況を説明するため参考指標の数値を引用した場合は「(参考指標○参照)」等と明示する。財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。
施策についての評価	実施計画に記載した「施策」単位で、当該施策の達成状況を「5段階区分」の評価で記載する。
評価の理由	 評価対象年度における当該施策の進捗状況を簡潔に記載した上で、評価基準に従って評価を行ったことを下記のように記載する。 「以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「a 相当程度進展あり」としました。」
今回廃止した測定指標とその理由	(旧) 測定指標政○-○-1-A-2 : (理由) 測定指標を廃止した場合には、指標名と廃止理由を記載する。 (廃止指標がない場合は、「該当なし」と記載する。)
参考指標	○参考指標 1 「・・・」 ○参考指標 2 「・・・」 目標の達成度の判断材料とはしないが、その施策の実施状況を把握するための参考指標を設定する場合は、その名称を記載する(参考指標がない場合は、「該当なし」と記載する)。なお、参考指標の設定に当たっては、下記の点について検討する。 ① 参考指標のうち目標値を設定できるものについては、可能な限り測定指標化を検討する。 ② 評価書の見やすさ、わかりやすさ等の観点から、施策の実施状況の把握や、評価との関連性が薄い参考指標がある場合には、その廃止を検討するとともに、同種の参考指標を設定している場合は統合を検討する。

政〇-〇-1に係る参考情報

フォント：MS ゴシック 11pt 行間 1 行

施策に係る参考情報があれば記載する。

フォント：MS 明朝 10.5pt 行間隔「固定値」行間 1 行

参考指標 1 :

(単位：件、億円)

	令和〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
〇〇件数	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇
〇〇額	〇〇	〇	〇〇	〇〇	〇〇

(出所)

(注)

(参考)

参考指標 2 :

.

参考指標の番号と名称は「参考指標」の欄の記載に合わせる。
財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。

【見出し】

フォント：MS ゴシック 11pt 行間 1 行

【出所・注・参考】

フォント：MS 明朝 9pt 行間隔「固定値」12pt

評価結果の反映

政策目標の見直しや今後の方向性などについて、PDCAサイクルを意識しつつ、以下の観点から記載することに留意。

- ・ 具体的な改善案の提示
- ・ 提示した改善策を今後の企画立案に反映させる取組の実施

財務省政策評価懇談会 における外部有識者の 意見

政策評価懇談会における外部有識者からの意見を記載する。

政策評価を行う過程に おいて使用した資料そ 他の情報

評価に当たって使用した資料名を記載する（指標の出典等）。

前年度の政策評価結果 の政策への反映状況

(1) 政策評価法第11条に基づき記載するものであり、前年度の政策評価書の「評価結果の反映」欄に記載した内容が、当該年度の政策等へどのように反映されたかを具体的に記載する。

(2) 「令和〇年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（政策評価法第19条に基づく国会報告）の個表「政策評価結果の政策への反映状況調べ」に記載した内容と整合をとること。

評価対象年度の
前々年度から4か
年度分の予算額等
を記載する。
なお、政策目標
に係る予算額等が
ない場合には、「上
記の政策目標に関
連する予算額等
はありません。」と記
載する。

評価対象年度の予算額等を記載す
る。
事前分析表作成時点では、当初予
算の欄に、評価対象年度の当初予算
書（組織別事項別内訳）に記載され
ている「令和○年度要求額」を記載
する。
評価書作成時点では、補正予算の
欄に、補正予算書（組織別事項別内
訳）に記載されている「差引額」（補
正要求）を記載する。

評価対象年度の翌年度の予算額
（当初予算、補正予算）を記載する。
事前分析表作成時点ではグレー
網掛けとし、評価書作成時点で当初
予算及び補正予算の欄に、評価対象
年度の翌年度の当初予算書（組織別
事項別内訳）に記載されている「令
和○年度要求額」及び補正予算書
（組織別事項別内訳）に記載されて
いる「差引額」（補正要求）をそれ
ぞれ記載する。

政策目標に係る予算額等		令和○年度	○年度	○年度	○年度	行政事業レビュー に係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	○○○千円	○○○千円	○○○千円		
	(項) ○○○費	○○○千円	○○○千円	○○○千円		
	(事項) ○○○費	○○○千円	○○○千円	○		
	内 ○○○費用	○○○千円	○○○千円	○○○千円		○○○○○○
	(項) ○○○費	○○○千円	○○○千円	○○○千円		
	(事項) ○○○費	○○○千円 (注2)	○○○千円 (注2)	○○○千円 (注2)		行政事業レビ ューの対象外
	補正予算	○○○千円	—			
	繰越等	○○○千円		N. A.		
	合 計	○○○千円		N. A.		
	執行額	○○○千円		N. A.		

(概要)
.....に係る経費等です。
(注1) 令和○年度「繰越等」、「執行額」等については、令和○年11月頃に確定するため、令和○年度実績評価書に掲載予定。
(注2)
政策目標に係る予算（財務本省共通費のみの政策目標を除く。）に関する情報を記載する。
当該年度予算額が前年度に比べ大幅に増減している場合は、その理由を記載する。
予備費を使用している場合は、上記には含めず、注記に明示する。
また、一般会計と特別会計間の繰入れを計上している場合は、その旨を注記に明示する。
評価対象年度の「繰越等」、「合計」及び「執行額」については、「(注) 令和○年度「繰越等」、「執行額」等については、令和×年 11 月頃に確定するため、令和×年度実績評価書に掲載予定。」と注記する。

担当部局名	○○局（○○課）	政策評価実施時期	令和○年6月（予定）
-------	----------	----------	------------

実施要領参考2（「政策の目標」ごとの政策所管課等及び各局課評価担当組織）に記載されている政策所管課等を記載する。

事前分析表作成時点では、政策評価実施予定時期を記載し、末尾に「(予定)」と記載する。
評価書作成時点では、実際に政策評価を実施した時期を記載する。

評価マニュアル

I 総合目標

1. 評価の指針

総合目標は、財務省として、現在、どのようなテーマに取り組んでいるかを国民に分かりやすく説明するとともに、その進捗状況の評価を行うための目標とし、目標設定に当たっては、国民に分かりやすく説明するため訴求力のあるキーワード（例えば「歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む」というような文言）を用いながら、内閣の基本的な方針等、財務省として、当面、重点的に取り組むべきテーマを盛り込むよう努める。また、目標の記載上の表現は、可能な限り、政策目標の表現と重複しないよう留意するものとする。

このような設定方針を踏まえ、測定指標の達成状況に外部環境などの事情を含めた総合的判断を行い、最終的に達成すべき目標の進捗状況について、財務省としての現状認識を国民に説明する観点により、評価する。したがって、総合目標については、目標が最終的に達成された場合に「S 目標達成」と評価され得るものであり、その段階としては順調な進捗を示しているという場合には「A 相当程度進展あり」と評価する。

2. 定量的測定指標の達成状況の判定基準及び記載方法

(1) 目標値及び実績値並びに設定根拠の記載

その測定指標に係るテーマについての最終目標年限における最終目標値を「目標値」とした上で、直近4年度分の実績値をモニターとして記載する。ただし、測定指標の性格に応じて適切な変更を加えて差し支えない。

また、「目標値の設定の根拠」欄には、そのテーマの達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由及び目標値の設定根拠を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

併せて、データの出所や必要な注記を記載する。

(2) 「目標の達成度」の判定及び記載

最終目標年限とそれ以外のもので区分した上で、「目標の達成度」欄に、次の要領で達成度表示を記載する。

（最終目標年限のもの）

イ 実績値が目標値以上（減数目標の場合は目標値以下）となった場合：「○」
最終目標達成の場合に「○」とする。

ロ 最終目標年限において、実績値が目標値未満であるが目標値との差が僅差であった場合：「△」

僅差とは、原則として次のとおりとする。

- ① 目標値が割合である場合：実績値と目標値と差が1%以下である場合
- ② 目標値が件数等の数値である場合：実績値と目標値の差が、目標値の1%以下である場合

ただし、これにより難しい場合は、測定指標の特性を踏まえ、実質的に目標値に達していると考えられる水準を個別に定めて、判断する。

- ハ 実績値が目標値未満（減数目標の場合は目標値超過）となった場合（上記ロに該当する場合を除く。）：「×」

ただし、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で「目標値の設定の根拠」の下方に「達成度の判断基準」として事情を説明する方法も認められる。

- 二 評価書作成時点で実績値が集計できない場合：「－」

可能な限り、推計値等により暫定的な判定を行うこととし（その旨注記）、確定値が判明した後、必要に応じて判定を変更する。総合目標の達成状況の評価結果の変更となった場合には、変更について、集計後最初に開催する財務省政策評価懇談会で意見を聴くこととする。評価結果の変更がない場合は、集計後、速やかに、財務省ウェブサイトで公表している資料の修正を行うとともに、次年度の政策評価書においてその数値を記載する。

暫定的な判定が不可能な場合には、評価書作成時には「－」と記載した上で、集計後、必要に応じて、集計結果を基にした総合目標の達成状況の評価結果を変更する。この場合には、変更について、集計後最初に開催する財務省政策評価懇談会で意見を聴くこととする。評価結果の変更がない場合は、集計後、速やかに、財務省ウェブサイトで公表している資料の修正を行うとともに、次年度の政策評価書においてその数値を記載する。

なお、これらのものについては、評価書作成時点で集計可能な測定指標への変更を検討するものとする。

（最終目標年限以外のもの）

- イ 評価対象年度末時点において進捗が順調である場合：「□」

ただし、事前分析表において評価対象年度末時点の目標を明確に定めており、実績値が目標値以上（減数目標の場合は目標値以下）となった場合に限り、「○」とすることができる。

- ロ 評価対象年度末時点において進捗が僅少もしくは前年度から全く進んでいない場合、又は目標値未満（減数目標の場合は目標値超過）の場合：「×」

ただし、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「□」とした上で「目標値の設定の根拠」の下方に「達成度の判断基準」として事情を説明する方法も認められる。

- ハ 評価書作成時点で実績値が集計できない場合：「－」

最終目標年限の「二 評価書作成時点で実績値が集計できない場合」に準じる。

（3）目標の達成度の判定理由の記載

具体的な取組の内容及び目標の達成度の判定理由を必要に応じて記載する。

財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。

3. 定性的測定指標の達成状況の判定基準及び記載方法

(1) 目標の内容及び設定根拠の記載

原則として、そのテーマにおいて最終的に達成すべき内容をその測定指標の「目標」とし、「目標の内容」欄に簡潔に記載する。

また、「目標の設定の根拠」欄には、そのテーマの達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

(2) 「目標の達成度」の判定及び記載

最終目標年限とそれ以外のもので区分した上で、「目標の達成度」欄に、次の要領で達成度表示を記載する。

(最終目標年限のもの)

原則として「○」又は「×」の表示に努め、「△」は例外的なものとする。

イ 目標を達成した場合：「○」

最終目標達成の場合に「○」とする。

ロ 最終目標年限において、目標に近い状況にはあるが、達成したとまでは言えない場合：「△」

例えば、「速やかな公表を行います」という目標を設定し、対象事案が10あるところ、例年事実発生後数日以内に処理してきたが、1件について事務多忙等のために10日後の公表となったような場合、他の9件は問題なく、当該1件も「速やかな」をわずかに遅れているといえる程度であり、その遅れで大きな支障が発生したということもないのであれば、「×」ではなく「△」とする。

ハ 目標を達成しなかった場合（上記ロに該当する場合を除く。）：「×」

(最終目標年限以外のもの)

イ 評価対象年度末時点において進捗が順調である場合：「□」

ただし、事前分析表において評価対象年度末時点の目標を明確に定めており、目標を達成した場合に限り、「○」とすることができる。

ロ 評価対象年度末時点において進捗が僅少もしくは前年度から全く進んでいない場合、又は目標を達成しなかった場合：「×」

(3) 実績及び目標の達成度の判定理由の記載

定性的な目標の進捗状況及びその具体的な取組の内容を、可能な限り数値的説明を用いて記載した上で、目標達成度の判定理由を記載する。テーマの実施状況を説明するため参考指標の数値を引用した場合などは（参考指標○参照）

と明示する。財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。

4. 測定指標が主要なものであるか否かの表示

テーマごとに、測定指標を一つ以上設定し、設定した測定指標のうち一つ以上を「主要なもの」とする。なお、総合目標においては、定性的な測定指標は全て「主要なもの」とする。

5. 総合目標の評価方法

(1) テーマごとの評価

総合目標においては、施策の設定は行わないが、一つの総合目標に複数のテーマを盛り込んだ場合にはテーマごとに評価を行うこととする。

(注) 例えば、令和5年度評価書の総合目標3は「適切な国債管理政策を実施する」、「財政投融资を適切に活用する」、「国有財産の有効活用を推進する」及び「国庫金の適正な管理を行う」の4つのテーマが盛り込まれていることとなる（同書「評価の理由」欄参照）。

その目標を構成するテーマごとに、対応する測定指標を踏まえた達成状況（以下「テーマ評価」という。）を記載する（対応する測定指標の番号を明記）。

テーマ評価は、総合目標自体に対するものと同じ5段階の評語で評価し、総合目標自体についての評価と区別するため符号は小文字（s+、s、a、b、c）で表記する。

なお、テーマごとの評価にあっても測定指標の達成状況をベースとするが、設定された測定指標の内容に応じ、中期的な評価を行う総合目標の趣旨に鑑み、当該目標に係る外部環境などの事情を含めた総合的判断による場合もあるものとする。

具体的には下記の基準による。

イ 「s+ 目標超過達成」

次の①及び②の要件をともに満たす場合にこの評価とする。

① テーマに係る主要な測定指標の実績（値）に、目標（値）を大幅に上回っているものがあること。

a 定量的測定指標の場合

「実績値が目標値の120%を超過している場合」には「大幅に上回っている」ものとする。これにより難しい場合には、その測定指標の特性を踏まえ、目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに越える水準を個別に定めて、判断する。

b 定性的測定指標の場合

その測定指標の特性を踏まえ、目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに越える水準を考慮して判断する。

原則として上記に該当する測定指標が一つでもあれば「s +」に該当することとなる（併せて下記②の要件を満たす場合）が、主要な測定指標が多数ある中でこれに該当するものがごく一部であって全体として「s 目標達成」というべきものである場合又は測定指標以外に重要な考慮すべき事情がある場合には、適切な理由を付して「s 目標達成」と評定することができる。ただし、この場合、上記に該当する測定指標についての超過要因分析は行う必要がある。

要件①については、その年度の進捗度合いではなく、最終目標を基準に判断する。目標年度から大幅に前倒しして達成した場合（例えば5年間で達成しようとしたものを3年で達成した場合など）も要件①に該当する。

② テーマに係る測定指標の全てが「○」であること。

「s +」の評定に該当する場合には、次のような観点から、大幅に上回った要因を分析する。なお、当然ながら、適切な範囲内での担当者の努力等によって超過達成となった場合には、肯定的な分析を行うこととする。

- ・ 測定指標の特性に応じた適切な水準（定量的指標の場合）又は適切な内容（定性的指標の場合）の目標が設定されていたか（目標が低すぎなかったかなど）。
- ・ 目標（値）達成に向けて過大な資源が投入されていないか。

□ 「s 目標達成」

次の①から③までに掲げる要件の全てを満たす場合にこの評定とする。

① テーマに係る主要な測定指標の実績（値）に、目標（値）を大幅に上回っているもの（上記イ①に準ずる）がない。

② テーマに係る測定指標の全てが「○」である。

③ 測定指標以外の事情として「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。

例えば、次のような場合に、「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情があると判断されることが、あり得る。

- 一 測定指標の内容に含まれない部分で当該テーマを実現するに当たって適切でない事情や不十分な事実があるような場合

- 二 当該テーマに関するマクロ経済情勢などが好ましくない状況であって、そのテーマについて「s 目標達成」とすることは財務省の立場として問題があると判断されるような場合

ただし、そのテーマについての最終的な目標を達成した場合とすることに留意する。当該年度末時点での進捗状況が想定どおりであったことをもって「s 目標達成」とはしない。

ハ 「a 相当程度進展あり」

次の①及び②の要件をともに満たす場合にこの評定とする。

- ① テーマに係る主要な測定指標が全て「○」、「□」又は「△」である。
目安としては、そのテーマについての評価対象年度末時点での進捗状況が、概ね想定どおりのレベルかこれに近い状態にある場合とする。

- ② テーマに係る測定指標に一つでも「□」、「△」又は「×」があるか、全ての測定指標が「○」で上記ロ③の事情がある又はただし書きに該当する。

測定指標以外の事情として「a 相当程度進展あり」と言い難い特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「b 進展が大きくない」と評定することができる（上記②に該当する以上「s 目標達成」とは評定できない。）。

ニ 「b 進展が大きくない」

次の①及び②の要件をともに満たす場合にこの評定とする。

- ① テーマに係る主要な測定指標の一つでも「×」があること。
② 下記ホに該当しないこと。

測定指標以外の事情として「b 進展が大きくない」と言い難い特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「c 目標に向かっていない」と評定することができる（主要な測定指標に「×」がある以上「a 相当程度進展あり」とは評定できない。）。

ホ 「c 目標に向かっていない」

主要な測定指標の実績（値）（その施策に係る主要な測定指標が複数ある場合には、その半数以上のもの）が、目標（値）から大きく乖離している場合に、この評定とする。

「大きく乖離している場合」とは、そのテーマについての評価対象年度末時点での進捗状況が、前年度から全く進んでいないなど、もはや当該目標を

そのまま維持することは適当ではなく、廃止又は抜本的に見直さざるを得ないような場合が考えられる。

なお、これに該当する場合には、目標に向かっていないこととなった要因を分析する。また、そのテーマについて、その抜本的な見直しを含めた対応を検討することとし、遅くとも、次回実施計画にはその検討結果を反映させる。

(2) 「総合目標」についての評定

総合目標についての評定においては、その特性に鑑み、上記(1)のとおり中期的視点から見た判断を行うが、このような判断はテーマごとの評定において行い、当該総合目標全体についての評定においては、政策目標の場合と同様、テーマごとの評定の結果との論理的な整合を図るものとする（テーマごとの評定を行わない場合には、当該総合目標全体についての評定を上記(1)の方法で実施する。）。

テーマごとの評定を総合して、政策目標全体の達成状況を評定する。

具体的には下記の基準による。

イ 「S＋ 目標超過達成」

テーマ評定が「s＋ 目標超過達成」又は「s 目標達成」であり、かつ、一つ以上のテーマ評定が「s＋ 目標超過達成」である場合。

例	テーマ1	s	目標達成
	テーマ2	s	目標達成
	テーマ3	s＋	目標超過達成

ただし、「s＋ 目標超過達成」とされたテーマが一部にとどまり、かつ、他のテーマの重要性が高いような場合には、「評定の理由」欄で適切な理由を付した上で「S 目標達成」とすることができる。

ロ 「S 目標達成」

テーマ評定が全て「s 目標達成」である場合。

例	テーマ1	s	目標達成
	テーマ2	s	目標達成
	テーマ3	s	目標達成

ハ 「A 相当程度進展あり」

テーマ評定が全て「a 相当程度進展あり」である場合又は「s 目標達成」と「a 相当程度進展あり」である場合。

例1 テーマ1 a 相当程度進展あり
 テーマ2 a 相当程度進展あり
 テーマ3 a 相当程度進展あり

例2 テーマ1 s 目標達成
 テーマ2 a 相当程度進展あり
 テーマ3 s 目標達成

ニ 「B 進展が大きくない」

テーマ評価の中に「b 進展が大きくない」があり、かつ、「c 目標に向かっていない」がない場合。

例1 テーマ1 s 目標達成
 テーマ2 s 目標達成
 テーマ3 b 進展が大きくない

例2 テーマ1 a 相当程度進展あり
 テーマ2 a 相当程度進展あり
 テーマ3 b 進展が大きくない

ただし、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他のテーマの重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A 相当程度進展あり」とすることができる。

ホ 「C 目標に向かっていない」

テーマ評価の中に「c 目標に向かっていない」がある場合。

例1 テーマ1 s 目標達成
 テーマ2 s 目標達成
 テーマ3 c 目標に向かっていない

例2 テーマ1 a 相当程度進展あり
 テーマ2 a 相当程度進展あり
 テーマ3 c 目標に向かっていない

ただし、「c 目標に向かっていない」とされたテーマが一部にとどまり、かつ、他のテーマの重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「B 進展が大きくない」とすることができる。

なお、「総合目標」が「C 目標に向かっていない」と評価される場合には、目標に向かっていないこととなった要因を分析する。また、当該「総合目標」に

ついて、その抜本的な見直しを含めた対応を検討することとし、遅くとも、次回実施計画にはその検討結果を反映させる。

(3) 「政策の分析」の記載方法

「評価の理由」を踏まえ、当該総合目標に係る政策について、必要性、有効性、効率性、その他政策の特性に応じ公平性、優先性の観点から、分析する。

記載に当たっては、最終的に達成すべき目標と評価対象年度末の進捗状況との関係を踏まえたものとするよう留意する。

イ 必要性の観点

- ・ 法的根拠や政府全体の方針、社会的な要請等から、その政策を実施することが妥当であるか。
- ・ 行政関与の在り方は妥当か（行政が担う必要があるか）。 等

ロ 有効性の観点

- ・ テーマについて、想定された効果が上がっているか。
- ・ 年度の途中で状況の変化があった場合に、適切に対応できたか。 等

ハ 効率性の観点

- ・ テーマの実施に要した費用は妥当な範囲だったか。
- ・ I Tの活用等効率化や簡素化に取り組んでいるか。

ニ 公平性の観点

- ・ テーマの目的に照らした政策の効果の受益や費用の負担の帰属先の設定を行い、これらが公平に分配されているか。
- ・ 実際に設定どおりの帰属先に分配されているか。 等

ホ 優先性の観点

- ・ 上記の4つの観点からの評価を踏まえ、財務省の他の政策よりも優先すべきものであるか。 等

II 政策目標

1. 評価の指針

政策目標は個別具体的な政策についての目標とし、当該年度において、当初設定した年度末時点の目標を達成したかどうかの検証を中心とした、具体的な実績の評価を行う。

政策評価は、評価すること自体が最終目標ではなく、PDCAサイクルの一環として、課題を明らかにして改善を図り、より良い形での政策実現につなげるために行うものであるとの認識の下、可能な限り測定指標の達成度を基礎とし、目標を達成したといえる場合には「S」又は「S+」にするとともに、主要

な測定指標が×になるなど目標に大きく届かなかった場合には「B」又は「C」とすることで、メリハリのある評価に努めることとする。

2. 定量的測定指標の達成状況の判定基準及び記載方法

(1) 目標値及び実績値並びに設定根拠の記載

様式に従って各年度分の目標値及び実績値を記載する。

また、「目標値の設定の根拠」欄には、その施策の達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由及び評価対象年度の目標値の設定根拠を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

併せて、データの出所や必要な注記を記載する。

(2) 「目標の達成度」の判定及び記載

「目標の達成度」欄に、次の要領で達成度表示を記載する。

イ 実績値が目標値以上（減数目標の場合は目標値以下）となった場合：「○」

ロ 実績値が目標値未満であるが目標値との差が僅差であった場合：「△」

僅差とは、原則として次のとおりとする。

① 目標値が割合である場合：実績値と目標値と差が1%以下である場合

② 目標値が件数等の数値である場合：実績値と目標値の差が、目標値の1%以下である場合

ただし、これにより難しい場合は、測定指標の特性を踏まえ、実質的に目標値に達していると考えられる水準を個別に定めて、判断する。

ハ 実績値が目標値未満（減数目標の場合は目標値超過）となった場合（上記ロに該当する場合を除く。）：「×」

ただし、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、○とした上で「目標値の設定の根拠」の下方に「達成度の判断基準」として事情を説明する方法も認められる。

ニ 評価書作成時点で実績値が集計できない場合：「－」

可能な限り、推計値等により暫定的な判定を行うこととし（その旨注記）、確定値が判明した後、必要に応じて判定を変更する。政策目標の達成状況の評価結果の変更となった場合には、変更について、集計後最初に開催する財務省政策評価懇談会で意見を聴くこととする。評価結果の変更がない場合は、集計後、速やかに、財務省ウェブサイトで公表している資料の修正を行うとともに、次年度の政策評価書においてその数値を記載する。

暫定的な判定が不可能な場合には、評価書作成時には「－」と記載した上で、集計後、必要に応じて、集計結果を基にした政策目標の達成状況の評価結果を変更する。この場合には、変更について、集計後最初に開催する財務省政策評価懇談会で意見を聴くこととする。評価結果の変更がない場合は、集計

後、速やかに、財務省ウェブサイトで公表している資料の修正を行うとともに、次年度の政策評価書においてその数値を記載する。

なお、これらのものについては、評価書作成時点で集計可能な測定指標への変更を検討するものとする。

(3) 目標の達成度の判定理由の記載

具体的な取組の内容及び目標の達成度の判定理由を必要に応じて記載する。

財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。

3. 定性的測定指標の達成状況の判定基準及び記載方法

(1) 目標の内容及び設定根拠の記載

様式に従って目標の内容を記載する。

また、「目標の設定の根拠」欄には、その施策の達成状況を測定するために当該測定指標の設定を妥当とした理由を記載する。法令や閣議決定等の根拠に基づく場合は、その内容を簡潔に記載する。

(2) 「目標の達成度」の判定及び記載

「目標の達成度」欄に、次の要領で達成度表示を記載する。

原則として「○」又は「×」の表示に努め、「△」は例外的なものとする。

イ 目標を達成した場合：「○」

ロ 目標に近い状況にはあるが、達成したとまでは言えない場合：「△」

例えば、「速やかな公表を行います」という目標を設定し、対象事案が10あるところ、例年事実発生後数日以内に処理してきたが、1件について事務多忙等のために10日後の公表となったような場合、他の9件は問題なく、当該1件も「速やかな」をわずかに遅れているといえる程度であり、その遅れで大きな支障が発生したということもないのであれば、「×」ではなく「△」とする。

ハ 目標を達成しなかった場合（上記ロに該当する場合を除く。）：「×」

(3) 実績及び目標の達成度の判定理由の記載

定性的な目標の進捗状況及びその具体的な取組の内容を、可能な限り数値的説明を用いて記載した上で、目標達成度の判定理由を記載する。施策の実施状況を説明するため参考指標の数値を引用した場合などは（参考指標○参照）と明示する。財務省ウェブサイトに掲載されている内容については、URLの記載に代える等により簡潔な記述に努める。

4. 測定指標が主要なものであるか否かの表示

実施計画において、原則として、設定した施策ごとに、定性的な測定指標と定量的な測定指標のうち一つ以上のものを「主要なもの」として表示する。

「主要なもの」の意義について各府省共通の基準はないが、その「目標」の達成状況そのものを示すものなど、その測定指標が達成できたかどうかその目標が達成されたかどうかに関係するものがこれに当たるものと考えられる。

(注)「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」において、目標の達成度状況の判断においては「主要な」測定指標の目標(値)達成度の状況を考慮することとされており、これを踏まえた下記5の基準においても同様の考えによることから、設定された測定指標が「主要なもの」に当たるかどうか重要である。

5. 政策目標の評価方法

(1) 施策についての評価

実施計画に記載した施策及びその他その目標の遂行のために行った施策で特に記載を要するものごとに、対応する測定指標を踏まえた達成状況（以下「施策評価」という。）を記載する（対応する測定指標の番号を明記）。

施策評価は、政策目標全体に対するものと同じ5段階の評語で評価し、政策目標の全体の評価と区別するため符号は小文字（s +、s、a、b、c）で表記する。

具体的には下記の基準による。

イ 「s + 目標超過達成」

次の①及び②の要件をともに満たす場合にこの評価とする。

① 施策に係る主要な測定指標の実績（値）に、目標（値）を大幅に上回っているものがあること。

a 定量的測定指標の場合

「実績値が目標値の120%を超過している場合」には「大幅に上回っている」ものとする。これにより難しい場合には、その測定指標の特性を踏まえ、目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに越える水準を個別に定めて、判断する。

b 定性的測定指標の場合

その測定指標の特性を踏まえ、目標値の達成を目指して標準的に事務を行った結果達する程度を明らかに越える水準を考慮して判断する。

原則として上記に該当する測定指標が一つでもあれば「s +」に該当することとなる（併せて下記②の要件を満たす場合）が、主要な測定指標が多数ある中でこれに該当するものがごく一部であって全体として「s 目標達成」といふべきものである場合又は測定指標以外に重要な考慮すべき事情がある場合に

は、適切な理由を付して「s 目標達成」と評定することができる。ただし、この場合、上記に該当する測定指標についての超過要因分析は行う必要がある。

② 施策に係る測定指標の全てが「○」であること。

「s +」の評定に該当する場合には、次のような観点から、大幅に上回った要因を分析する。なお、当然ながら、適切な範囲内での担当者の努力等によって超過達成となった場合には、肯定的な分析を行うこととする。

- ・ 測定指標の特性に応じた適切な水準（定量的指標の場合）又は適切な内容（定性的指標の場合）の目標が設定されていたか（目標が低すぎなかったかなど）。
- ・ 目標（値）達成に向けて過大な資源が投入されていないか。

ロ 「s 目標達成」

次の①から③までに掲げる要件の全てを満たす場合にこの評定とする。

① 施策に係る主要な測定指標の実績（値）に、目標（値）を大幅に上回っているもの（上記イ①に準ずる）がない。

② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。

③ 測定指標以外の事情として「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。

例えば、次のような場合に、「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情があると判断されることが、あり得る。

- 一 測定指標の内容に含まれない部分で当該施策を実現するに当たって適切でない事情や不十分な事実があるような場合
- 二 当該施策に関するマクロ経済情勢などが好ましくない状況であって、その施策について「s 目標達成」とすることは財務省の立場として問題があると判断されるような場合

ハ 「a 相当程度進展あり」

次の①及び②の要件をともに満たす場合にこの評定とする。

① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」又は「△」である。

② 施策に係る測定指標に一つでも「△」又は「×」があるか、全ての測定指標が「○」で上記ロ③の事情がある。

測定指標以外の事情として「a 相当程度進展あり」と言い難い特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「b 進展が大きくない」と評定することができるものとする（上記②に該当する以上「s 目標達成」とは評定できない。）。

ニ 「b 進展が大きくない」

次の①及び②の要件をともに満たす場合にこの評定とする。

① 施策に係る主要な測定指標に一つでも「×」があること。

② 下記ホに該当しないこと。

測定指標以外の事情として「b 進展が大きくない」と言い難い特段のネガティブな事情がある場合には、適切な理由を付して「c 目標に向かっていない」と評定することができる（主要な測定指標に「×」がある以上「a 相当程度進展あり」とは評定できない。）。

ホ 「c 目標に向かっていない」

主要な測定指標の実績（値）（その施策に係る主要な測定指標が複数ある場合には、その半数以上のもの）が、目標（値）から大きく乖離している場合に、この評定とする。

「目標（値）から大きく乖離している場合」とは、「現在実施している事務の方向性の中での一般的な改善（例えば事務処理の手順を工夫すること等）では、目標としている状態（目標値）を実現することが困難な状態にあること」とし、例えば、①実績値が目標値の50%を下回っている場合、②当該年度を含めて3年連続して「×」が継続し、かつ、継続して悪化の傾向にある場合というような場合などが考えられる。

なお、これに該当する場合には、目標に向かっていないこととなった要因を分析する。また、当該施策について、その抜本的な見直しを含めた対応を検討することとし、遅くとも、次回実施計画にはその検討結果を反映させる。

(2) 「政策目標」についての評価（「目標達成状況」の判断方法）

施策ごとの評定を総合して、政策目標全体の達成状況を評定する。

具体的には下記の基準による。

イ 「S+ 目標超過達成」

施策評定が「s+ 目標超過達成」又は「s 目標達成」であり、かつ、一つ以上の施策評定が「s+ 目標超過達成」である場合。

例 施策1 s 目標達成

施策 2 s 目標達成
施策 3 s + 目標超過達成

ただし、「s + 目標超過達成」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の施策の重要性が高いような場合には、「評定の理由」欄で適切な理由を付した上で「S 目標達成」とすることができる。

ロ 「S 目標達成」

施策評定が全て「s 目標達成」である場合。

例 施策 1 s 目標達成
 施策 2 s 目標達成
 施策 3 s 目標達成

ハ 「A 相当程度進展あり」

施策評定が全て「a 相当程度進展あり」である場合又は「s 目標達成」と「a 相当程度進展あり」である場合。

例 1 施策 1 a 相当程度進展あり
 施策 2 a 相当程度進展あり
 施策 3 a 相当程度進展あり

例 2 施策 1 s 目標達成
 施策 2 a 相当程度進展あり
 施策 3 s 目標達成

ニ 「B 進展が大きくない」

施策評定の中に「b 進展が大きくない」があり、かつ、「c 目標に向かっていない」がない場合。

例 1 施策 1 s 目標達成
 施策 2 s 目標達成
 施策 3 b 進展が大きくない

例 2 施策 1 a 相当程度進展あり
 施策 2 a 相当程度進展あり
 施策 3 b 進展が大きくない

ただし、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A 相当程度進展あり」とすることができる。

ホ 「C 目標に向かっていない」

施策評価の中に「c 目標に向かっていない」がある場合。

例1 施策1 s 目標達成
施策2 s 目標達成
施策3 c 目標に向かっていない

例2 施策1 a 相当程度進展あり
施策2 a 相当程度進展あり
施策3 c 目標に向かっていない

ただし、「c 目標に向かっていない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「B 進展が大きくない」とすることができる。

なお、これに該当する場合には、目標に向かっていないこととなった要因を分析する。また、当該「政策目標」について、その抜本的な見直しを含めた対応を検討することとし、遅くとも、次回実施計画にはその検討結果を反映させる。

なお、国税庁の実績評価における上位目標の評価は、下位目標の評価結果を踏まえ、上記イ～ホと同様に行うものとする。

(3) 「政策の分析」の記載方法

「評価の理由」を踏まえ、当該政策目標に係る政策について、必要性、有効性、効率性その他政策の特性に応じ公平性、優先性の観点から、分析する。

イ 必要性の観点

- ・ 法的根拠や政府全体の方針、社会的な要請等から、その政策を実施することが妥当であったか。
- ・ 行政関与の在り方は妥当か（行政が担う必要があるか）。
- ・ 政策目標と施策の関係が目的と手段として明確に関連付けられているか。等

ロ 有効性の観点

- ・ 施策が、政策目標の達成について、所期の効果を上げているか。
- ・ 年度の途中で状況の変化があった場合に、適切に対応できたか。等

ハ 効率性の観点

- ・ 施策の実施に要した費用は妥当な範囲だったか。

- ・ I Tの活用等効率化や簡素化に取り組んでいるか。 等

二 公平性の観点

- ・ 政策の目的に照らした施策の効果の受益や費用の負担の帰属先の設定を行い、これらが公平に分配されているか。
- ・ 実際に設定どおりの帰属先に分配されているか。 等

ホ 優先性の観点

- ・ 上記の4つの観点からの評価を踏まえ、財務省の他の施策よりも優先すべきものであるか。 等

以上

(参考) 評定の区分及び各評定の意義

評 定		評定の意義		
		総合目標		政策目標
		最終目標年限	最終目標年限以外	
S +	目標超過達成	目標を大幅に上回って達成。過大な資源投入がないか検証。	—	所期の目標を大幅に上回って達成。過大な資源投入がないか検証。
S	目標達成	予定どおり目標を達成。財務省ではそのテーマの遂行に成功したと認識。	—	当該年度は、その政策は適切に実施され、目標を達成した。
A	相当程度進展あり	所期の目標を完全には達成しなかったが、概ね順調に進捗した。	最終目標年度前であるため未達成だが、時期に応じた適切な進捗となっている。	所期の目標を完全には達成しなかったが、概ね順調に政策を実施。
B	進展が大きくない	進捗状況が十分ではない。		所期の目標を達成できず、一定の改善すべき課題がある。
C	目標に向かっていない	進捗が悪く、目標そのものの改廃又はその実施手段の抜本的な見直しを要する。	進捗が悪く、最終目標年度に達成が見込めない等、目標そのものの改廃又はその実施手段の抜本的な見直しを要する。	大きな課題があり、目標そのものの改廃又はその実施手段の抜本的な見直しを要する。

成果重視事業の評価書の様式

成果重視事業 の名称	成果重視事業の名称を記載する。																																
関連する 「政策の目標」	成果重視事業が関連する「政策の目標」を記載する。																																
政策所管課等	「政策の目標」に係る政策所管課等を全て記載する。																																
成果重視事業 の概要	成果重視事業の概要を記載する。																																
目標期間	成果重視事業として設定する期間を記載する。																																
目 標	達成しようとする目標を具体的に記載する。																																
目標設定の考え方	上記目標を設定した意図・理由を記載する。																																
目標達成度合 の判定方法	上記目標の達成・未達成の判定方法を記載する。																																
目標の達成状況	上記目標の達成・未達成の別及び実績値を具体的に記載する。 (目標が未達成の場合は、原因分析についても記載する。)																																
予算額等	成果重視事業に係る予算額等を記載する。 (単位：百万円) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>令和〇年度</th><th>令和〇年度</th><th>令和〇年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予 算 額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>支 出 済 額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>翌年度繰越額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>弾 力 化 措 置</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>繰 越 明 許 費</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>国庫債務負担行為</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>目 の 大 括 り 化</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	年 度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度	予 算 額				支 出 済 額				翌年度繰越額				弾 力 化 措 置				繰 越 明 許 費				国庫債務負担行為				目 の 大 括 り 化			
年 度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度																														
予 算 額																																	
支 出 済 額																																	
翌年度繰越額																																	
弾 力 化 措 置																																	
繰 越 明 許 費																																	
国庫債務負担行為																																	
目 の 大 括 り 化																																	
予算執行の効率化・ 弾力化による効果	予算執行の効率化・弾力化による効果（利便性）が、どのように発現したかを記載する。																																
今後の方向性	評価結果を踏まえた今後の方向性を記載する。 (目標が未達成の場合は、改善方策についても記載する。)																																

規制の事後評価書の様式

法令の名称：_____

規制の名称：_____

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：_____

評価実施時期：_____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

<今後の対応>

☐そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

.

3 考察

.

規制の事後評価書の記載要領

法令の名称： _____ ※仮称を含む
 規制の名称： _____ ※複数ある場合は全て記載
 規制導入時の区分： ☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止 ※複数ある場合は全て記載
 担当部局： _____ ※複数ある場合は全て記載
 評価実施時期： _____

※ 事前評価書に対する各方面からの主な指摘事項への対応も含めて検討した結果を記載してください。

※ 公表の際には、事前評価書を添付してください。また総務省への通知の際には、①国会審議での指摘事項、②パブリックコメントでの指摘、③政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるための窓口寄せられた指摘、④総務省行政評価局による事前評価書の点検での指摘を添付してください。なお、②から④については、要約したもので構いません。

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

※ 複数の規制がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

<今後の対応>

☐そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

※ 「そのまま継続」の場合以外で、法律又は政令の改正を要する場合は、別途、事前評価が必要

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①●●●の事故等の 未然防止効果	事前評価時	届出事業者数●者（一部事業者で事故等が発生した際に、同様の事故等の発生を未然に防止するために、全事業者に対して指導・助言・情報提供等が可能となること自体が目的・効果）
	事後評価時	届出事業者数●者
②●●●の抑制効果	事前評価時	届出事業者数●者×1事業者当たり年間●●●抑制量●＝全体抑制量●
	事後評価時	届出事業者数●者×1事業者当たり年間●●●抑制量●＝全体抑制量●

注1) ●●●効果の●●●については、●●●の理由から●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。

注2) ●●●効果については、事前評価時には想定しなかった効果であり、●●●への対応として●●●を行ったことから発生した。

注3) 「届出事業者数」は、規制導入5年後時点の届出事業者の総数。

※ 事前評価時に定量化できなかった効果については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとした指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載

※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった効果である場合は、その旨を注書きに記載

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①許認可等の申請手続に 要する費用	事前評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
	事後評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
②手数料、物品購入、設備 投資などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
③報告書作成、検査対応な どに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円

注1) ●●●費用の●●●については、●●●の理由から●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。

注2) ●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●への対応として●●●を行ったことから発生した。

注3)「年間総件数」は、規制導入後5年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった遵守費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった遵守費用である場合は、その旨を注書きに記載
- ※ 緩和・廃止のみの場合は本欄は記載不要

■行政費用

		算出方法と数値
①許認可等の申請処理に要する費用	事前評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
	事後評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
②物品購入、設備投資などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
③報告書確認、検査対応などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円

注1) ●●●●費用の●●●●については、●●●●の理由から●●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。

注2) ●●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●●への対応として●●●●を行ったことから発生した。

注3)「年間総件数」は、規制導入後5年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった行政費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった行政費用である場合は、その旨を注書きに記載

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

注1) ●●●●費用の●●●●については、●●●●の理由から●●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。

注2) ●●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●●への対応として●●●●を行ったことから発生した。

注3)「年間総件数」は、規制導入後5年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった行政費用である場合は、その旨を注書きに記載
- ※ 新設・改廃のみの場合は、本欄は記載不要

■その他の負担

.

- ・ 事前評価書に対しては、●●●から●●●との指摘を受けているところ、●●●の対応を採っている。
一方、●●●から●●●との指摘を受けているところ、●●●の理由から特段の対応は採っていない。
- ・ 事前評価時の推計値と実績値の状況に関し、●●●に関する指標については、●●●の理由から●●●が生じたため差異があるが、●●●の理由から対応の変更は不要である。
一方、●●●に関する指標に関しては、●●●の理由から●●●が生じたため差異があり、対応の変更の検討が必要となる。このため、今後、●●●について検討する必要がある。
- ・ 結論として、●●●に関する規制については、●●●など事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じており、規制内容の変更以外の対応では対処できないと想定されることから、今後、規制の（拡充 or 緩和 or 廃止）を検討する。具体的内容については、関連法律・政令の一部改正案に係る事前評価書の中で明らかにする。

規制の事後評価書（簡素化 A）の様式

法令の名称：_____

規制の名称：_____

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：_____

評価実施時期：_____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

<今後の対応>

☐そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

.

規制の事後評価書（簡素化 B）の様式

法令の名称：_____

規制の名称：_____

規制導入時の区分： ☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：_____

評価実施時期：_____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

<今後の対応>

☐そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

.

3 考察

.

規制の事後評価書（簡素化 C）の様式

法令の名称：_____

規制の名称：_____

規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：_____

評価実施時期：_____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

<今後の対応>

☐そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

.

3 考察

.

【様式 4—①】

規制の事後評価書（簡素化 A）の記載要領

法令の名称： _____ ※仮称を含む
 規制の名称： _____ ※複数ある場合は全て記載
 規制導入時の区分： ☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止 ※複数ある場合は全て記載
 担当部局： _____ ※複数ある場合は全て記載
 評価実施時期： _____

※ 事前評価書に対する各方面からの主な指摘事項への対応も含めて検討した結果を記載してください。

※ 公表の際には、事前評価書を添付してください。また総務省への通知の際には、①国会審議での指摘事項、②パブリックコメントでの指摘、③政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるための窓口に寄せられた指摘、④総務省行政評価局による事前評価書の点検での指摘を添付してください。なお、②から④については、要約したもので構いません。

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

・

※ 複数の規制がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

＜今後の対応＞

☐そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

※ 「そのまま継続」の場合以外で、法律又は政令の改正を要する場合は、別途、事前評価が必要

＜課題の解消・予防の概況＞

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

※ 緩和・廃止のみの場合は本欄は記載不要

＜行政費用の概況＞

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

※ 新設・拡充のみの場合は本欄は記載不要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①●●●の事故等の未然防止効果	事前評価時	届出事業者数●者（一部事業者で事故等が発生した際に、同様の事故等の発生を未然に防止するために、全事業者に対して指導・助言・情報提供等が可能となること自体が目的・効果）
	事後評価時	届出事業者数●者
②●●●の抑制効果	事前評価時	届出事業者数●者×1事業者当たり年間●●●抑制量●＝全体抑制量●
	事後評価時	届出事業者数●者×1事業者当たり年間●●●抑制量●＝全体抑制量●

注1) ●●●効果の●●●については、●●●の理由から●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。

注2) ●●●効果については、事前評価時には想定しなかった効果であり、●●●への対応として●●●を行ったことから発生した。

注3) 「届出事業者数」は、規制導入5年後時点の届出事業者の総数。

※ 事前評価時に定量化できなかった効果については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「—」を記載

※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった効果である場合は、その旨を注書きに記載

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①許認可等の申請手続に要する費用	事前評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
	事後評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
②手数料、物品購入、設備投資などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
③報告書作成、検査対応などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円

- 注1) ●●●●費用の●●●●については、●●●●の理由から●●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注2) ●●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●●への対応として●●●●を行ったことから発生した。
- 注3) 「年間総件数」は、規制導入後5年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった遵守費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「—」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった遵守費用である場合は、その旨を注書きに記載
- ※ 緩和・廃止のみの場合は本欄は記載不要

■行政費用

		算出方法と数値
①許認可等の申請処理に要する費用	事前評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
	事後評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
②物品購入、設備投資などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
③報告書確認、検査対応などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円

- 注1) ●●●●費用の●●●●については、●●●●の理由から●●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注2) ●●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●●への対応として●●●●を行ったことから発生した。
- 注3) 「年間総件数」は、規制導入後5年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった行政費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「—」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった行政費用である場合は、その旨を注書きに記載

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

- 注1) ●●●●費用の●●●●については、●●●●の理由から●●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注2) ●●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●●への対応として●●●●を行ったことから発生した。
- 注3) 「年間総件数」は、規制導入後5年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「—」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった行政費用である場合は、その旨を注書きに記載
- ※ 新設・改廃のみの場合は本欄は記載不要

- ・ 事前評価書に対しては、●●●から●●●との指摘を受けているところ、●●●の対応を採っている。
一方、●●●から●●●との指摘を受けているところ、●●●の理由から特段の対応は採っていない。
- ・ 事前評価時の推計値と実績値の状況に関し、●●●に関する指標については、●●●の理由から●●●が生じたため差異があるが、●●●の理由から対応の変更は不要である。
一方、●●●に関する指標に関しては、●●●の理由から●●●が生じたため差異があり、対応の変更の検討が必要となる。このため、今後、●●●について検討する必要がある。
- ・ 結論として、●●●に関する規制については、●●●など事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じており、規制内容の変更以外の対応では対処できないと想定されることから、今後、規制の（拡充 or 緩和 or 廃止）を検討する。具体的内容については、関連法律・政令の一部改正案に係る事前評価書の中で明らかにする。

【様式 4—②】

規制の事後評価書（簡素化 B）の記載要領

法令の名称： _____ ※仮称を含む
 規制の名称： _____ ※複数ある場合は全て記載
 規制導入時の区分： ☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止 ※複数ある場合は全て記載
 担当部局： _____ ※複数ある場合は全て記載
 評価実施時期： _____

※ 事前評価書に対する各方面からの主な指摘事項への対応も含めて検討した結果を記載してください。

※ 公表の際には、事前評価書を添付してください。また総務省への通知の際には、①国会審議での指摘事項、②パブリックコメントでの指摘、③政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるための窓口に寄せられた指摘、④総務省行政評価局による事前評価書の点検での指摘を添付してください。なお、②から④については、要約したもので構いません。

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

・

※ 複数の規制がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

＜今後の対応＞

☐そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

※ 「そのまま継続」の場合以外で、法律又は政令の改正を要する場合は、別途、事前評価が必要

＜課題の解消・予防の概況＞

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

※ 緩和・廃止のみ場合は本欄の記載不要

＜行政費用の概況＞

☐おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

※ 新設・拡充のみの場合は本欄の記載不要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①●●●の事故等の 未然防止効果	事前評価時	届出事業者数●者（一部事業者で事故等が発生した際に、同様の事故等の発生を未然に防止するために、全事業者に対して指導・助言・情報提供等が可能となること自体が目的・効果）
	事後評価時	届出事業者数●者
②●●●の抑制効果	事前評価時	届出事業者数●者×1事業者当たり年間●●●抑制量●＝全体抑制量●
	事後評価時	届出事業者数●者×1事業者当たり年間●●●抑制量●＝全体抑制量●

注1) ●●●効果の●●●については、●●●の理由から●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。

注2) ●●●効果については、事前評価時には想定しなかった効果であり、●●●への対応として●●●を行ったことから発生した。

注3) 「届出事業者数」は、規制導入5年後時点の届出事業者の総数。

※ 事前評価時に定量化できなかった効果については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載

※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった効果である場合は、その旨を注書きに記載

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①許認可等の申請手続に 要する費用	事前評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
	事後評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
②手数料、物品購入、設備 投資などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
③報告書作成、検査対応な どに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円

- 注 1) ●●●●費用の●●●●については、●●●●の理由から●●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注 2) ●●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●●への対応として●●●●を行ったことから発生した。
- 注 3) 「年間総件数」は、規制導入後 5 年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった遵守費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった遵守費用である場合は、その旨を注書きに記載
- ※ 緩和・廃止のみの場合は本欄は記載不要

■行政費用

		算出方法と数値
①許認可等の申請処理に要する費用	事前評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
	事後評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
②物品購入、設備投資などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
③報告書確認、検査対応などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円

- 注 1) ●●●●費用の●●●●については、●●●●の理由から●●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注 2) ●●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●●への対応として●●●●を行ったことから発生した。
- 注 3) 「年間総件数」は、規制導入後 5 年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった行政費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった行政費用である場合は、その旨を注書きに記載

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

- 注 1) ●●●●費用の●●●●については、●●●●の理由から●●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注 2) ●●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●●への対応として●●●●を行ったことから発生した。
- 注 3) 「年間総件数」は、規制導入後 5 年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった行政費用である場合は、その旨を注書きに記載
- ※ 新設・拡充のみの場合は本欄は記載不要

■その他の負担

.

- ・ 事前評価書に対しては、●●●から●●●との指摘を受けているところ、●●●の対応を採っている。
一方、●●●から●●●との指摘を受けているところ、●●●の理由から特段の対応は採っていない。
- ・ 事前評価時の推計値と実績値の状況に関し、●●●に関する指標については、●●●の理由から●●●が生じたため差異があるが、●●●の理由から対応の変更は不要である。
一方、●●●に関する指標に関しては、●●●の理由から●●●が生じたため差異があり、対応の変更の検討が必要となる。このため、今後、●●●について検討する必要がある。
- ・ 結論として、●●●に関する規制については、●●●など事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じており、規制内容の変更以外の対応では対処できないと想定されることから、今後、規制の（拡充 or 緩和 or 廃止）を検討する。具体的内容については、関連法律・政令の一部改正案に係る事前評価書の中で明らかにする。

【様式 4—③】

規制の事後評価書（簡素化 C）の記載要領

法令の名称： _____ ※仮称を含む
 規制の名称： _____ ※複数ある場合は全て記載
 規制導入時の区分： ☐新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止 ※複数ある場合は全て記載
 担当部局： _____ ※複数ある場合は全て記載
 評価実施時期： _____

※ 事前評価書に対する各方面からの主な指摘事項への対応も含めて検討した結果を記載してください。

※ 公表の際には、事前評価書を添付してください。また総務省への通知の際には、①国会審議での指摘事項、②パブリックコメントでの指摘、③政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるための窓口に寄せられた指摘、④総務省行政評価局による事前評価書の点検での指摘を添付してください。なお、②から④については、要約したもので構いません。

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

・

※ 複数の規制がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

＜今後の対応＞

☐そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

※ 「そのまま継続」の場合以外で、法律又は政令の改正を要する場合は、別途、事前評価が必要

＜課題の解消・予防の概況＞

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

※ 緩和・廃止のみの場合は本欄は記載不要

＜行政費用の概況＞

☐おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

※ 新設・拡充のみの場合は本欄は記載不要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①●●●の事故等の未然防止効果	事前評価時	届出事業者数●者（一部事業者で事故等が発生した際に、同様の事故等の発生を未然に防止するために、全事業者に対して指導・助言・情報提供等が可能となること自体が目的・効果）
	事後評価時	届出事業者数●者
②●●●の抑制効果	事前評価時	届出事業者数●者×1事業者当たり年間●●●抑制量●＝全体抑制量●
	事後評価時	届出事業者数●者×1事業者当たり年間●●●抑制量●＝全体抑制量●

注1) ●●●効果の●●●については、●●●の理由から●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。

注2) ●●●効果については、事前評価時には想定しなかった効果であり、●●●への対応として●●●を行ったことから発生した。

注3) 「届出事業者数」は、規制導入5年後時点の届出事業者の総数。

※ 事前評価時に定量化できなかった効果については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載

※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった効果である場合は、その旨を注書きに記載

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①許認可等の申請手続に要する費用	事前評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
	事後評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
②手数料、物品購入、設備投資などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
③報告書作成、検査対応などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円

- 注 1) ●●●●費用の●●●●については、●●●●の理由から●●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注 2) ●●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●●への対応として●●●●を行ったことから発生した。
- 注 3) 「年間総件数」は、規制導入後 5 年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった遵守費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった遵守費用である場合は、その旨を注書きに記載
- ※ 緩和・廃止のみの場合は本欄は記載不要

■行政費用

		算出方法と数値
①許認可等の申請処理に要する費用	事前評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
	事後評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円＝総費用●円
②物品購入、設備投資などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
③報告書確認、検査対応などに要する費用	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円
	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円～●円

- 注 1) ●●●●費用の●●●●については、●●●●の理由から●●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注 2) ●●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●●への対応として●●●●を行ったことから発生した。
- 注 3) 「年間総件数」は、規制導入後 5 年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった行政費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった行政費用である場合は、その旨を注書きに記載

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

- 注 1) ●●●●費用の●●●●については、●●●●の理由から●●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注 2) ●●●●費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、●●●●への対応として●●●●を行ったことから発生した。
- 注 3) 「年間総件数」は、規制導入後 5 年間の平均件数。

- ※ 事前評価時に定量化できなかった費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとして指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「―」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった行政費用である場合は、その旨を注書きに記載
- ※ 新設・拡充のみの場合は本欄は記載不要

■その他の負担

.

- ・ 事前評価書に対しては、●●●から●●●との指摘を受けているところ、●●●の対応を採っている。
一方、●●●から●●●との指摘を受けているところ、●●●の理由から特段の対応は採っていない。
- ・ 事前評価時の推計値と実績値の状況に関し、●●●に関する指標については、●●●の理由から●●●が生じたため差異があるが、●●●の理由から対応の変更は不要である。
一方、●●●に関する指標に関しては、●●●の理由から●●●が生じたため差異があり、対応の変更の検討が必要となる。このため、今後、●●●について検討する必要がある。
- ・ 結論として、●●●に関する規制については、●●●など事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じており、規制内容の変更以外の対応では対処できないと想定されることから、今後、規制の（拡充 or 緩和 or 廃止）を検討する。具体的内容については、関連法律・政令の一部改正案に係る事前評価書の中で明らかにする。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	
② 上記以外の税目			
3	内容		《制度の概要》
			《関係条項》
4	担当部局		
5	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期： 分析対象期間：
6	創設年度及び改正経緯		
7	適用期間		
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
			《政策目的の根拠》
		② 政策体系における政策目的の位置付け	
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
9	有効性等	① 適用数	

		② 適用額	
		③ 減収額	
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
		⑤ 税収減を是認する理由等	
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
11	有識者の見解		
12	評価結果の反映の方向性		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

<記載要領>

Ⅱ 租税特別措置等に係る政策の事後評価書

租税特別措置等に係る政策について、事後評価を行う場合は、本様式により事後評価書を作成する。なお、各項目の記載に際しては、平成22年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。

- 1 「政策評価の対象とした政策の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 2 ① 「政策評価の対象税目」には、政策評価の対象とした税目ごとに、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）I 5カに定める政策評価の義務付け対象又は対象外の別を記載する。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の税目についても記載する。
- 2 ② 「上記以外の税目」には、上記の「政策評価の対象税目」に記載した税目以外の当該租税特別措置等の対象税目を全て記載する。
- 3 「内容」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「制度の概要」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（例：対象設備等の取得価額の○%の特別償却又は○%の税額控除など）を明らかにする。
 - ・ 「関係条項」には、当該租税特別措置等に関係する租税特別措置法、地方税法等の条項を記載する。
- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する（例：〇〇省〇〇局〇〇課）。
- 5 「評価実施時期及び分析対象期間」には、政策評価を実施した時期及び分析の対象とした期間をできる限り具体的に記載する。
- 6 「創設年度及び改正経緯」には、当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯（改正年度及び改正内容）を簡潔に記載する。
- 7 「適用期間」には、当該租税特別措置等の適用期間を記載する。
- 8 ① 「政策目的及びその根拠」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ・ 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、当該租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
 - ・ 「政策目的の根拠」には、上記の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令及び閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 8 ② 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8 ①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。

当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。

8③ 「達成目標及びその実現による寄与」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、当該租税特別措置等によって達成しようとする目標を測定可能な指標を用いて、可能な限り定量的に記載する。
- ・ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、前記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、当該租税特別措置等がない場合に比べ、上記の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

9① 「適用数」には、当該租税特別措置等の適用数（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用数が僅少となっていないことを具体的に明らかにする。

9② 「適用額」には、当該租税特別措置等の適用額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、適用額が特定の者に偏っていないことを具体的に明らかにする。

9③ 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額（過去の実績）を可能な限り実数で明らかにし、年度ごとに記載する。

なお、国税に連動して地方税に影響がある場合、地方税の減収額についても記載する。

算定根拠については、情報公表ガイドラインにのっとり明らかにする（評価書への添付でも可）。

9④ 「効果」では、各項目について、以下に従い記載する。

- ・ 「政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況」には、以下の内容を記載する。
 - * 前記8①に記載した「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、当該租税特別措置等によってどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。
 - * 前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に関して、当該租税特別措置等による達成目標の実現状況を前記8③に記載した測定指標によって可能な限り定量的に記載する。
 - * 所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた当該租税特別措置等の達成目標（基本的には前記8③に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」が該当））が既に達成されていないかを記載する。

また、所期の目標を変更する場合には、所期の目標の達成状況とともに、新たな達成目標へ変更する理由について具体的に記載する。

- ・ 「達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果」には、上記に記載した当該租税特別措置等による達成目標の実現状況から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた当該租税特別措置等による直接的な効果（当該租税特別措置等がない場合と比べ、それがあることにより得られる効果）を記載する。
- 9⑤ 「税收減を是認する理由等」には、上記9①から9④までの「有効性等」における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による税收減を是認するに足る効果が認められると考える理由を記載する。
- その際、上記9④の「効果」に記載した当該租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況を把握し、これらの状況についても記載するよう努める。
- また、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を具体的に記載する。
- 10① 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金等や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等を採用することが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。
- 10② 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金等や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。
- 10③ 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。
- 11 「有識者の見解」には、政策評価の対象とした租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。
- 12 「評価結果の反映の方向性」には、事後評価の結果を、評価の対象とした当該租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを具体的に記載する。
- 13 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、当該租税特別措置等に係る政策について実施した前回の事前評価又は事後評価の時期を記載する。
- また、これらの評価について、総務省行政評価局による点検が実施されている場合は、点検結果の番号を記載する。

政策評価制度に関する経緯

平成9年12月	行政改革会議最終報告 ：政策評価の導入を提言
平成10年6月	中央省庁等改革基本法成立 ：中央省庁等改革の基本方針として政策評価機能の強化が盛り込まれる。
平成11年4月	中央省庁等改革の推進に関する方針（中央省庁等改革推進本部決定） ：政策評価の枠組みを決定
7月	国家行政組織法一部改正法等成立 ：政策評価の根拠規定が盛り込まれる。
平成12年7月	大蔵省 政策評価官及び政策評価室を設置
10月	大蔵省 「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」開催
平成13年1月	財務省 「財務省の使命」、「政策の目標」及び「財務省における政策評価の実施要領」策定 「政策評価に関する標準的ガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承） ：各府省が政策評価に関する実施要領を策定するための標準的な指針
6月	「行政機関が行う政策の評価に関する法律」成立
12月	「政策評価に関する基本方針」閣議決定
平成14年3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成14～16年度）策定
4月	「行政機関が行う政策の評価に関する法律」施行
平成17年3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成17～19年度）策定
12月	「政策評価に関する基本方針の改訂について」閣議決定 政策評価の実施に関するガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）
平成19年3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」一部改正 「政策評価に関する基本方針」一部変更 ：規制の事前評価に係るもの
4月	「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」改正 ：規制の事前評価が義務付けられる
6月	「経済財政改革の基本方針2007」閣議決定 ：経済財政諮問会議と政策評価の連携強化が盛り込まれる
8月	「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承） ：規制の事前評価に係るもの
10月	「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」一部改正 「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則」施行 ：規制の事前評価に係るもの
平成20年3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成20～24年度）策定 「財務省 政策評価の実施要領」策定
平成21年3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」一部改正 「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
6月	「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
平成22年5月	「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」一部改正 「政策評価に関する基本方針」一部変更 ：租税特別措置等の評価に係るもの 「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承） 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）
6月	「財務省 政策評価に関する基本計画」一部改正
7月	「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
平成24年3月	「政策評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）一部改正 「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（政策評価各府省連絡会議了承）
4月	「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
6月	「財務省 政策評価の実施要領」一部改正

平成25年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成25～29年度）策定 「財務省 政策評価の実施要領」策定
4月	「目標管理型の政策評価の改善方策に係る取組について」（政策評価各府省連絡会議了承）一部改正 「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
8月	「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
12月	「目標管理型の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）
平成26年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成25～29年度）一部改正 「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
6月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成25～29年度）一部改正
平成27年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成25～29年度）一部改正 「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
平成28年 3月	「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
12月	「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
平成29年 7月	「政策評価に関する基本方針」一部変更 ：規制の事後評価に係るもの 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）一部改正
平成30年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成30年度から5年）策定 「財務省 政策評価の実施要領」策定
平成31年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（平成30年度から5年）一部改正 「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
令和 5年 3月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（令和5～9年度）策定 「財務省 政策評価の実施要領」策定 「政策評価に関する基本方針」一部変更 ：政策評価制度の見直しに係るもの 「政策評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）一部改正
令和 6年 3月	「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」（行政評価局発出） 「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（政策評価各府省連絡会議了承）一部改正
6月	「財務省 政策評価に関する基本計画」（令和5～9年度）一部変更 「財務省 政策評価の実施要領」一部改正
令和 7年 1月	「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」（行政評価局発出）改定
3月	「財務省 政策評価の実施要領」一部改正

（注）財務省独自の内容はゴシック体で示した。

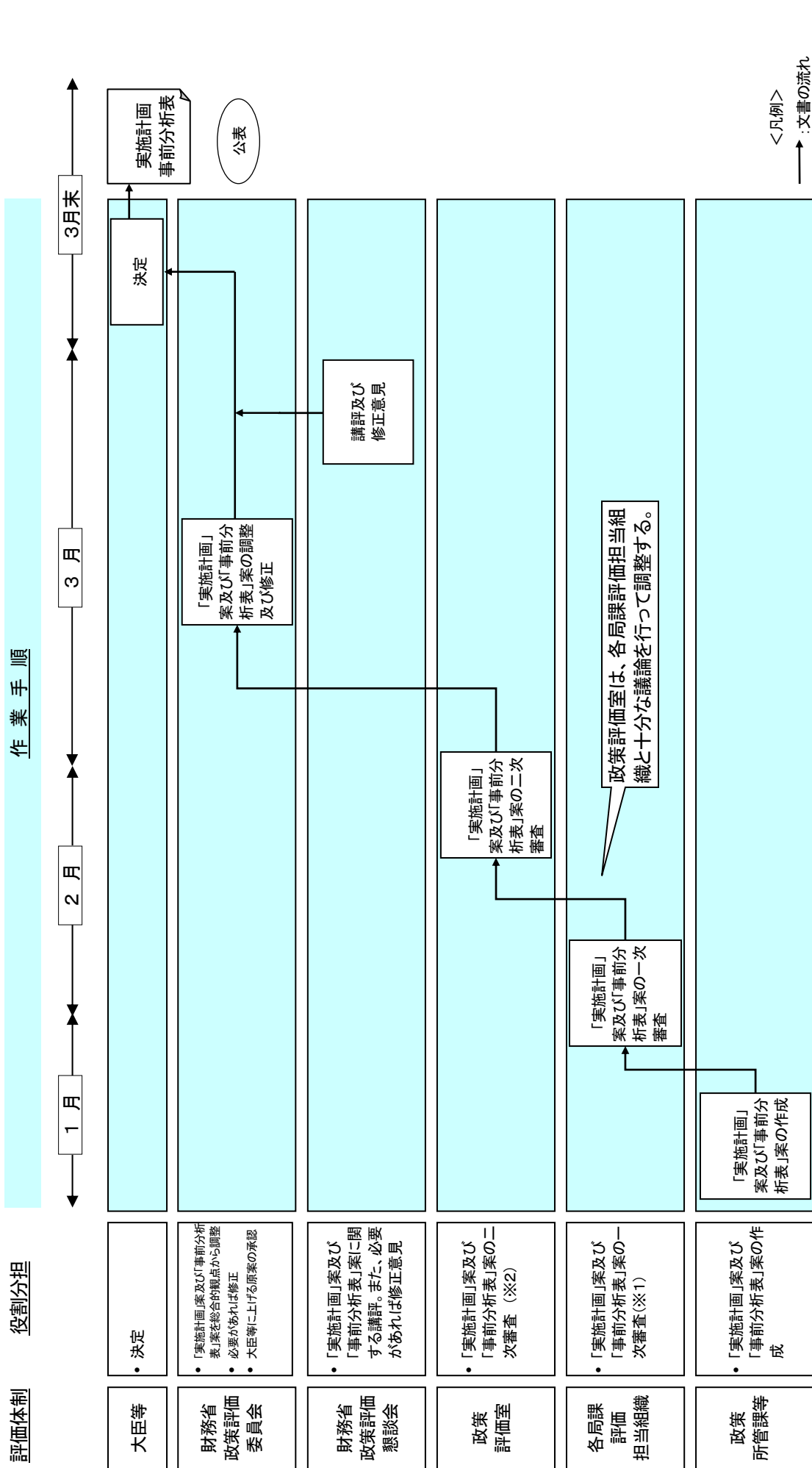
「政策の目標」ごとの政策所管課等及び各局課評価担当組織

「政策の目標」	政策所管課等	各局課評価担当組織
総合目標 1	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	主計局司計課、大臣官房総合政策課、主税局総務課
総合目標 2	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	主税局総務課
総合目標 3	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官）	理財局総務課
総合目標 4	大臣官房信用機構課、理財局（国庫課）	大臣官房信用機構課、理財局総務課
総合目標 5	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	国際局総務課、関税局総務課
総合目標 6	大臣官房総合政策課、主計局（総務課、調査課）、主税局（総務課、調査課）	大臣官房総合政策課、主計局司計課、主税局総務課
政策目標 1－1	主計局（総務課、司計課、調査課、主計官、主計企画官）	主計局司計課
政策目標 1－2	主計局（総務課）、主税局（総務課）	主計局司計課、主税局総務課
政策目標 1－3	主計局（司計課、総務課、法規課）、会計センター（研修部）	主計局司計課
政策目標 1－4	主計局（司計課）	主計局司計課
政策目標 1－5	主計局（主計官、主計企画官）、主税局（総務課）、理財局（計画官）	主計局司計課、主税局総務課
政策目標 1－6	主計局（法規課）	主計局司計課
政策目標 2－1	主税局（総務課、調査課、税制第一課、税制第二課、税制第三課、参事官室）	主税局総務課
政策目標 2－2	長官官房（総務課、人事課、会計課、企画課、参事官、国際業務課、厚生管理官、広報広聴官、相互協議室、税務相談官、首席国税庁監察官）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、資産評価企画官、鑑定企画官）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課、査察課）、税務大学校、国税不服審判所	国税庁総務課
政策目標 2－3	国税庁課税部（酒税課、鑑定企画官）	国税庁総務課
政策目標 2－4	長官官房（総務課）、課税部（課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課）	国税庁総務課

「政策の目標」	政策所管課等	各局課評価担当組織
政策目標３－１	<u>理財局（国債企画課、国債業務課）</u>	<u>理財局総務課</u>
政策目標３－２	<u>理財局（財政投融资総括課、計画官室、管理課）</u>	<u>理財局総務課</u>
政策目標３－３	理財局（ <u>国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、政府出資室、国有財産有効活用室、国有財産監査室、国有財産審理室、国有財産情報室</u> ）	<u>理財局総務課</u>
政策目標３－４	<u>理財局（国庫課）</u>	<u>理財局総務課</u>
政策目標４－１	<u>理財局（国庫課通貨企画調整室）</u>	<u>理財局総務課</u>
政策目標４－２	<u>大臣官房信用機構課</u>	<u>大臣官房信用機構課</u>
政策目標５－１	<u>関税局（関税課）</u>	<u>関税局総務課</u>
政策目標５－２	<u>関税局（参事官室（国際交渉担当）、調査課、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）</u>	<u>関税局総務課</u>
政策目標５－３	<u>関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所</u>	<u>関税局総務課</u>
政策目標６－１	<u>国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）</u>	<u>国際局総務課</u>
政策目標６－２	<u>国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）</u>	<u>国際局総務課、関税局総務課</u>
政策目標６－３	<u>国際局（総務課、開発政策課）</u>	<u>国際局総務課</u>
政策目標７－１	<u>大臣官房政策金融課</u>	<u>大臣官房政策金融課</u>
政策目標８－１	<u>大臣官房信用機構課</u>	<u>大臣官房信用機構課</u>
政策目標９－１	<u>主計局（給与共済課）</u>	<u>主計局司計課</u>
政策目標１０－１	<u>理財局（総務課調査室）</u>	<u>理財局総務課</u>
政策目標１１－１	<u>理財局（総務課たばこ塩事業室）</u>	<u>理財局総務課</u>

（注）「政策所管課等」欄及び「各局課評価担当組織」欄の第一番目に記載した課等（下線）が、「政策の目標」ごとの取りまとめ担当である。

「実施計画」の策定及び「事前分析表」の作成のための作業手順

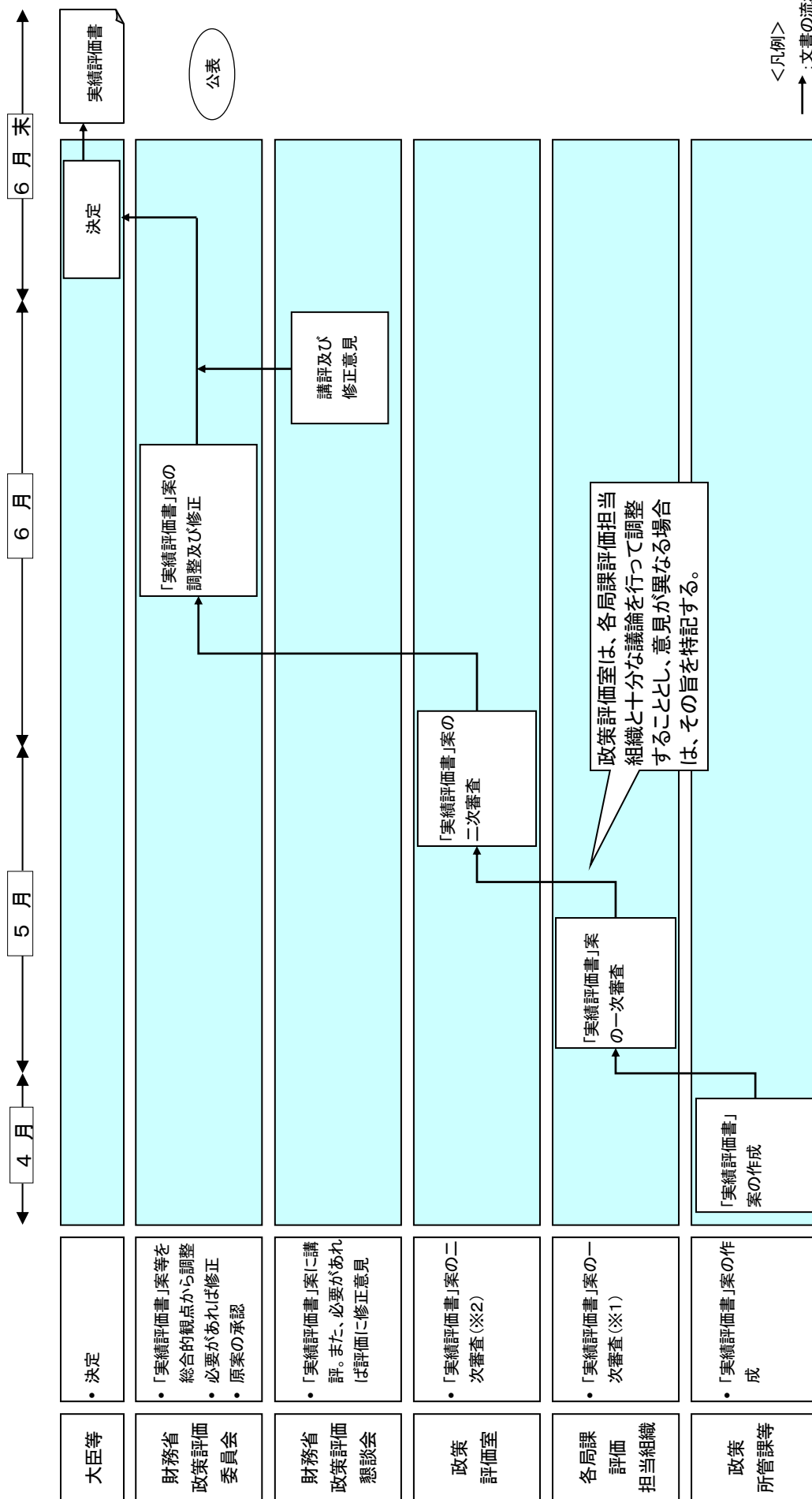


(※1) 官房各課の目標は、官房各課が一次審査を行う
(※2) 官房として、組織横断的な点から審査

「実績評価書」の作成のための作業手順

評価体制 役割分担

作業手順



(※1) 官房各課の目標は、官房各課が一次審査を行う
(※2) 官房として、組織横断的な点から審査

参考 4